

一般廃棄物処理事業実態調査 (府独自調査)

内 容

- (1) 家庭ごみの収集状況（定期収集）
- (2) 家庭ごみの収集状況（拠点回収）
- (3) 家庭ごみの収集状況（集団回収）
- (4) 家庭ごみの収集状況（戸別回収）
- (5) 家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）
- (6) 家庭ごみの有料化状況（粗大ごみ、直接搬入ごみ）
- (7) 事業系ごみの有料化状況
- (8) 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況
- (9) ごみネット等購入補助制度の状況
- (10) 生ごみ堆肥化容器等の補助実績（令和 7 年度）
- (11) 廃家電 4 品目及び廃パソコンの回収状況
- (12) 廃小型家電の回収状況
- (13) 水銀使用製品の回収状況
- (14) 適正処理困難物の回収状況
- (15) ごみ処理基本計画の策定状況
- (16) 生活排水処理基本計画の策定状況
- (17) 放置車両対策条例等の制定状況
- (18) ポイ捨て条例の制定状況
- (19) 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況
- (20) その他廃棄物関係条例の制定状況
- (21) 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況
- (22) 廃棄物減量等推進員の委嘱状況
- (23) 一般廃棄物の不法投棄対策
- (24) ごみ減量・リサイクル関係の取組
- (25) 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

1 家庭ごみの収集状況(定期収集)

令和8年4月1日現在

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	スチール缶	アルミ缶	ガラス	プラスチック類					その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ
							ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラスチック容器	プラスチック製品			
京都市	6	燃やすごみ	—	缶・びん・ペットボトル (ガラスはびんのみ)			プラスチック類 ※プラスチック製の製品を含む。					雑がみ/新聞紙/段ボール	小型金属類・スプレー缶	大型ごみ
向日市	10	燃やすごみ	その他不燃物	空缶		空ビン	ペットボトル	その他プラスチック			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	粗大ごみ
長岡京市	13	可燃ごみ	その他不燃物	スチール缶	アルミ缶	ビン(3)	ペットボトル	その他プラスチック			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	粗大ごみ
大山崎町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン		ビン	ペットボトル	容器・包装プラスチック類			—	—	蛍光灯/筒型乾電池/ スプレー缶類・ガスライター	粗大ごみ
宇治市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶		びん	ペットボトル	プラスチック資源			—	新聞紙/段ボール/ 雑誌等/古布類	ボタン型電池・筒型乾電池/ スプレー缶・乾電池	臨時ごみ
城陽市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空カン		空ビン	ペットボトル	プラスチック資源				紙バック	廃乾電池/ スプレー缶・乾電池/ 使い捨てライター	大型ごみ
久御山町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類		びん類	ペットボトル	プラスチック資源 (プラスチック製の製品を含む)				紙バック	廃乾電池/スプレー缶・ 乾電池/ライター/蛍光灯/ 水銀体温計/水銀血圧計	大型ごみ
八幡市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶		ビン	ペットボトル	プラスチック資源 (資源物置場の場合は発泡食品トレイ)	プラスチック資源			紙バック	乾電池/スプレー缶・ 乾電池/ライター/ 蛍光管	大型ごみ
京田辺市	12	燃やすごみ	破砕ごみ/ 直接埋立ごみ/ 危険ごみ	空きカン		空きビン	ペットボトル	プラスチック容器包装			—	紙ごみ	乾電池/スプレー缶・ 乾電池	粗大ごみ
井手町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン		ビン	ペットボトル/ キャップ	プラスチック資源				古紙/紙バック	乾電池/ 乾電池/スプレー缶・スプレー缶	粗大ごみ
宇治田原町	10	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲食料缶		飲食料 ガラスびん	ペットボトル	プラスチック資源			—	紙バック	乾電池/ スプレー缶・乾電池	大型ごみ
木津川市	5	可燃ごみ	燃やさないごみ				ペットボトル	ビニール・プラスチック容器包装			可燃ごみ	—	—	粗大ごみ
笠置町	7	可燃ごみ	—	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	その他プラスチック 製容器包装		—	古紙	—	粗大ごみ
和束町	7	可燃ごみ	—	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	その他プラスチック類	—	粗大ごみ
精華町	9	燃やすごみ	—	カン・ 鉄くず類		びん・ ガラス類	ペットボトル	プラスチック製容器包装			ビニール・ プラスチックごみ	古紙類/ 廃食用油/使用済インクカートリッジ/ 使用済小型家電	使用済乾電池/ 水銀使用廃製品	粗大ごみ
南山城村	7	可燃ごみ	—	缶		びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装(フタマーク)			その他プラスチック	小型家電	廃乾電池/蛍光管	粗大ごみ
亀岡市	14	燃やすし かないごみ	埋立てるしか ないごみ	空きカン・ス プレー缶		空きビン (3)	ペットボトル	プラスチック				紙類/草・木類/小型金属類	乾電池/ライター	粗大ごみ
南丹市	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス・ 陶磁器類 (4)	ペットボトル	プラスチック類 ※プラスチック製の製品を含む。			—	紙バック/段ボール/ 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
京丹波町	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラス・ 陶磁器類 (4)	ペットボトル	プラスチック類 ※プラスチック製の製品を含む。			—	紙バック/段ボール/ 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ
福知山市	19	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶/ スプレー缶		空きビン (3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			—	紙バック/ダンボール/ 新聞/雑誌等/布類	乾電池/リチウム電池等/ 蛍光灯/ライター	粗大ごみ
舞鶴市	14	可燃ごみ	その他の 埋立ごみ	飲料用空缶類		食用びん類 (3)	ペットボトル	プラスチック容器包装類			その他の 埋立ごみ	金属類/紙ごみ(3)	乾電池・蛍光灯・ ライター・水銀体温計・ 充電式小型家電・スプレー 缶・乾電池	粗大ごみ
綾部市	14	燃やして 処理する ごみ	燃やさないで 処理するごみ	カン類		びん類(3)	ペットボトル	白色 トレイ	—	—	—	衣類	乾電池・充電式電池等/ 蛍光灯・電球/ 乾電池/スプレー缶/ ライター	粗大ごみ
宮津市	19	燃やすごみ	燃やさないごみ	カン類		ビン類(3)	ペットボトル	発泡スチロール類		プラスチック製 容器包装	—	紙バック/段ボール/ 新聞/雑誌/紙製容器包装	乾電池・充電式電池/ 蛍光灯/スプレー缶/ 水銀製品(体温計等)、 ライター	大型ごみ
京丹後市	10	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン		空きビン (3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			—	—	乾電池・蛍光灯・水銀体 温計・水銀血圧計	粗大ごみ
伊根町	14	燃やすごみ	燃やさない ごみ/不燃ごみ	缶		ビン類	ペットボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	その他プラスチック 製 容器包装	—	その他紙製容器包装	蛍光管/乾電池/ スプレー缶/ライター	大型ごみ
与謝野町	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類(飲食用)		ビン類	ペットボトル	発泡スチロール		プラスチック製容器 包装	—	紙バック/段ボール/新聞/ 雑がみ/紙製容器包装	蛍光管/乾電池/ スプレー缶/ライター	—

(注) 枠内の()内数や品目を「/」で区切っているものは、分別して排出することを表す。
粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

2 家庭ごみの収集状況(拠点回収)

令和8年4月1日現在

市町村名	回収対象	拠点の設置場所
京 都 市	(1) 古紙(新聞・ダンボール) (2) 雑がみ (3) 紙パック (4) 使用済てんぷら油 (5) 古着類 (6) 乾電池 (7) 蛍光灯 (8) 充電式電池 (9) 小型家電 (10) 水銀体温計・水銀血圧計 (11) インクカートリッジ (12) 磁気テープ類 (13) リユースびん (14) リユースびん (15) 刃物類 (16) 使い捨てライター (17) 陶磁器製の食器 (18) 小型金属類・スプレー缶 (19) 木の枝	(1)～(18) 各区役所・支所内のエコまちステーションや各まち美化事務所、公共施設、京都市内の協力店 等 ※ 拠点によって回収品目は異なる。 (19) 移動式回収拠点のみ
向 日 市	(1) 水銀血圧計、水銀体温計、水銀温度計 (2) 乾電池 (3) 缶、ビン、ペットボトル (4) 廃食用油 (5) 紙パック (6) 古紙類 (7) 古着 (8) 充電式小型家電 (9) 充電式電池 (バッテリー) (10) インクカートリッジ	(1) 市役所 (2) 市役所 (3) 市役所、鶏冠井コミュニティセンター、北部防災拠点、上植野コミュニティセンター (4) 市役所 (5) 市役所、公民館、コミュニティセンター、保育所等 (6) 市役所、古紙等回収拠点 (7) 古紙等回収拠点 (8) 市役所 (9) 市役所 (10) 市役所
長 岡 京 市	(1) 新聞 (2) 雑誌 (3) 段ボール (4) 牛乳パック (5) 古着 (6) 水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計 (7) インクカートリッジ (8) 小型充電式電池 (9) 使用済小型家電	(1) (2) (3) 市役所、中央公民館、拠点回収登録団体 (4) (5) 市役所、一部の拠点回収場所 (6) (7) (8) 市役所
大 山 崎 町	(1) 水銀(体温計、温度計、血圧計) (2) 使用済小型家電 (3) アルミ付き紙パック (4) 充電式電池	(1) 町役場 (2) 町役場 (3) 町役場 (4) 町役場
宇 治 市	(1) 紙パック (2) てんぷら油 (3) ペットボトルキャップ (4) 蛍光灯 (5) 小型家電、充電電池 (6) 衣類、はきもの、かばん、服飾雑貨、寝具、ぬいぐるみ (7) インクカートリッジ	(1) 集会所、公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (2)～(5) 公民館、コミュニティセンター、市役所庁舎等 (6) 公民館、市役所庁舎、コミュニティセンター (7) 市役所庁舎
城 陽 市	(1) 廃食用油 (2) 使用済小型家電 (3) 廃蛍光灯 (4) 小型充電式電池 (5) 水銀使用製品 (6) インクカートリッジ	(1) 市役所、市公共施設、保育園、幼稚園、コミセン 老人福祉施設、協力自治会、スーパー等 (2) 市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (3) 市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (4) 市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設 (5) 市役所、衛生センター (6) 市役所、市公共施設、コミセン、老人福祉施設
久 御 山 町	(1) 使用済みてんぷら油 (2) ペットボトルキャップ (3) 使用済小型家電 (4) 小型充電式電池	(1) 町役場、自治会公会堂等、スーパー (2) 町役場、町関連公共施設、商工会 (3) 町役場、町関連公共施設 (4) 町役場、町関連公共施設
八 幡 市	食用廃油、使用済小型家電	公共施設等
京 田 辺 市	紙パック、使用済小型家電、使用済小型充電式電池	公民館、公共施設等
井 手 町	廃食用油	町役場、学校給食センター、デイサービスセンター、
宇 治 田 原 町	(1) 廃食用油 (2) ペットボトルキャップ (3) 使用済小型家電 (4) 小型充電式電池 (5) インクカートリッジ (6) 廃水銀(体温計・血圧計等)	(1) 公民館等 (2) 町役場、公民館等 (3) 町役場、総合文化センター (4) 町役場 (5) 町役場 (6) 町役場
木 津 川 市	(1) ペットボトル (2) 飲料用紙パック (3) 蛍光灯 (4) 乾電池 (5) 小形充電式電池 (6) 使用済小型家電 (7) インクカートリッジ (8) 食用油 (9) 廃水銀(体温計・血圧計等) (10) アルミ箔紙パック (11) 羽毛布団	(1) (2) スーパー等 (3) 市役所、支所 (4) 公共施設、集会所、スーパー等 (5)～(7) 市役所、支所、出張所 (8) 市役所、支所、集会所等 (9)～(11) 市役所
笠 置 町	(1) 乾電池 (2) 使用済小型家電 (3) 蛍光灯 (4) アルミ箔紙パック	(1) 公民館等(年1回)、役場第2庁舎前、笠置会館玄関前、笠置町産業振興会館内 (2) 役場第2庁舎内、笠置町産業振興会館1F(使用済小型家電：回収ボックス設置) (3) 笠置町産業振興会館玄関横、笠置会館玄関前 (4) 役場第2庁舎内
和 束 町	乾電池、白色トレイ、使用済小型家電	町役場、公民館等公共施設、商店等
精 華 町	(1) 古紙類 (2) 使用済乾電池 (3) 廃食用(天ぷら)油 (4) インクカートリッジ (5) 使用済小型家電 (6) 小型充電式電池 (7) アルミ付紙パック	(1) 公共施設、各地区集会所(一部を除く) (2) 公共施設、各地区集会所(一部を除く) (3) 町役場、かしのき苑(地域福祉施設)、むくのきセンター(町立体育館) (4) 町役場、かしのき苑(地域福祉施設)、むくのきセンター(町立体育館)、コミュニティホール・むくのきセンター (5) 町役場、かしのき苑(地域福祉施設)、むくのきセンター(町立体育館)、コミュニティホール・むくのきセンター (6)、(7) 町役場
南 山 城 村	乾電池、使用済小型家電、蛍光灯、インクカートリッジ 水銀体温計・水銀血圧計	各区廃乾電池回収ボックス(公民館等) 役場庁舎2階
亀 岡 市	ペットボトル、蛍光灯、紙パック、小型家電、ステンレスボトル、インクカートリッジ、水銀体温計・水銀血圧計、アルミ付紙パック、廃食用油	スーパー等(ペットボトル) 家電小売店(蛍光灯) 市役所(蛍光灯、紙パック、アルミ付紙パック、ステンレスボトル、廃食用油) 市施設(小型家電、インクカートリッジ、水銀体温計・水銀血圧計) 市内各小・中・義務教育学校(ステンレスボトル) エコゲート(小型家電、アルミ付紙パック)
南 丹 市	(1) 古紙、段ボール、古布、紙パック、バッテリー(自動車、単車用) (2) 廃食用油、アルミ付き紙パック	市役所、支所
京 丹 波 町	(1) インクカートリッジ (2) 廃食用油	(1) 町役場、支所 (2) 町役場、支所
福 知 山 市	廃食用油、リチウムイオン電池等	環境パーク
綾 部 市		
舞 鶴 市	(1) 牛乳パック、空き缶 (2) 古紙 (3) 小型家電 (4) トレイ (5) ペットボトル	(1) (2) (4) (5) 回収協力店(スーパー、小売店等) (2) 市役所及び支所2箇所 (3) 市役所、支所等公共施設9箇所
宮 津 市	使用済み天ぷら油	市役所、各地区連絡所
京 丹 後 市	使用済小型電子機器 廃食用油※	市庁舎(6箇所)、地域公民館(5箇所)、廃棄物処理施設(5箇所) (※市庁舎6箇所他)
伊 根 町	(1) ペットボトル (2) アルミ付き紙パック	(1) (2) 町役場
与 謝 野 町	使用済み天ぷら油、蛍光灯	町役場、蛍光灯は町役場のほか公民館他

(注) 回収拠点の登録や回収ボックスの設置など、自治体が関与しているもの

3 家庭ごみの収集状況(集団回収)

令和8年4月1日現在

市町村名	回収ごみの種類	報奨金額	令和7年度			令和8年度
			団体数	回収実績(t)	決算額(千円)	予算額(千円)
京 都 市	古紙類、古着類、缶類、びん類、その他	住民団体：最大1万5千円/年・団体 ※開始月により変動 マンション所有者・管理会社：最大5万円/年・所有者又は管理会社 ※開始月、登録マンション数により変動	2,818	集計中	41,829	42,220
	使用済てんぶら油	1 拠点目5千円、2拠点目以降1,500円 ※開始月により変動	(拠点数) 1,614	108	12,911	3,148
向 日 市	古紙、古布、段ボール、雑誌、古繊維等	5円/kg	30	250	1,249	3,600
長 岡 京 市	古紙、段ボール、牛乳パック、雑誌、古繊維等	2円/kg＋回収重量に応じた金額 (1,000kg未満0円、1,000～3,000kg未満5,000円、3,000kg以上10,000円)	81	1,325	3,425	3,900
大 山 崎 町	－					
宇 治 市	古紙、古布、段ボール、雑誌、雑がみ	5円/kg	537	4,696	23,481	30,000
城 陽 市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4 円/kg	135	1,856	9,549	7,976
久 御 山 町	古紙、古布、段ボール、雑誌	5円/kg	42	289	1,449	1,770
八 幡 市	古紙、古布、段ボール、雑誌	4円/kg	53	1,178	4,689	5,700
京 田 辺 市	新聞、段ボール、雑誌類、布類、金属、ビン類	新聞、段ボール、雑誌類、布類 6円/kg、 金属、ビン類 3円/kg	84	1,378	8,142	9,135
井 手 町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	5円/kg	4	33	176	1,210
宇 治 田 原 町	新聞紙、雑誌類、段ボール、古布、紙パック	5円/kg	13	275	1,371	1,532
木 津 川 市	新聞、雑誌、古布、牛乳パック、段ボール	7円/kg	161	1,596	11,173	14,000
笠 置 町	－					
和 束 町	古紙、古布、牛乳パック、段ボール、アルミ缶	7円/kg	17	102	712	883
精 華 町	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、古布、アルミ缶、その他のリサイクルできる紙	1円/kg(年12回以上の実施及び団体自ら回収時は単価加算)	43	947	1,912	2,500
南 山 城 村	新聞、雑誌、アルミカン、ウエス、段ボール、牛乳パック		11	18	－	－
亀 岡 市	新聞・雑がみ・段ボール・古布	5 円/kg	199	1,382	6,911	8,100
南 丹 市	新聞、雑誌、古布、段ボール	(5円－業者買取単価) × 回収量(kg)	53	204	954	1,230
京 丹 波 町	古紙(新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック)、古布	5円/kg以内(5円－業者買取単価) × 回収量(kg)	22	80	178	280
福 知 山 市	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、スチール缶、ビン類、布類、廃食用油、牛乳パック	3円/kg、廃食用油3円/ℓ	70	894	2,684	3,192
舞 鶴 市	アルミ類、古紙(新聞、雑誌、牛乳パック、段ボール)、古布、廃食用油	3円/kg(廃食用油にあっては5円/ℓ)	53	489	1,516	1,790
綾 部 市	新聞紙、雑誌、段ボール、その他紙類、古布	団体5円/kg	87	679	3,392	4,500
宮 津 市	古紙、古布、牛乳パック、段ボール	2円/kg	46	570	1,140	1,200
京 丹 後 市	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ	新聞・雑誌・段ボール・紙パック 4円/kg 雑がみ 6円/kg	50	1,654	6,952	7,000
伊 根 町	古紙(新聞、雑誌)、古布、段ボール、牛乳パック、びん	4円/kg 障害者就労継続支援事業所の場合 8円/kg	5	193	985	1,056
与 謝 野 町	－	(令和8年度に制度廃止)				
実施市町村		合計	6,228	20,196	146,780	155,922

(注) 報奨金制度等により自治体が関与しているもの

4 家庭ごみの収集状況(高齢者等に対する戸別回収)

令和8年4月1日現在

市町村名	実施有無	回収ごみの種類	対象者	事業内容	利用世帯(人数)
京 都 市	○	燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ	次の全ての項目に該当し、本人、親族または近隣者が所定の場所にごみを持ち出すことが困難な世帯。 (1)京都市内に居住する世帯であること。 (2)介護保険(介護予防・生活支援サービスを含む)サービスまたは障害福祉サービスを利用し、かつホームヘルプサービスを利用していること。 (3)65歳以上の方、障害がある方、または同様の方のみで同居されている世帯であること。	定期的に収集する家庭ごみを、所定のごみ集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者、障害者等を対象に支援するもので、ご自宅の前に出されたごみを直接、玄関先まで収集に向かうもの。	4,607人(令和8年3月末時点)
向 日 市	×				
長 岡 京 市	○	燃えるごみ	次のいずれにも該当する世帯 ・長岡京市に居住する世帯であって世帯の構成員によるごみ出しが困難な世帯 ・世帯の構成員のいずれかが、要介護1から5の認定を受けており、介護保険サービスによるホームヘルプサービスを利用している、又は障害福祉サービスによるホームヘルプサービスを利用している者がいる ・親族、近隣の方などによるごみ出しの協力が得られない世帯	戸別に燃えるごみを収集する	107
大 山 崎 町	×				
宇 治 市	○	もえるごみ、もえないごみ、プラスチック資源、缶、びん、ペットボトル、古紙類	介護認定が要介護1以上、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級介護認定が要支援/人的サービス利用、産後ケア事業の対象者	ふれあい収集	
城 陽 市	○	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック資源、空きカン、空きビン、ペットボトル、紙パック、廃乾電池、使い捨てライター、スプレー缶/カセットボンベ	・身体障害者手帳の交付を受け障がいの程度が1級又は2級に該当・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当。 以下のいずれかに該当するもの世帯・65歳以上で、要介護1以上・療育手帳の交付を受け障がいの程度がAに該当	高齢者等ごみ出し支援事業	168(世帯)
久 御 山 町	×				
八 幡 市	○	燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック資源・カン・ビン・ペットボトル	八幡市内に在住している一人暮らし世帯で、以下の1または2に該当すること。 ①要支援又は要介護の認定を受けているおおよね65歳以上のもの ②身体障害者手帳1級または2級を所持するもの さらに、一人でごみを出すことが困難であり、市内に家族などがおらず、ごみの協力を得ることができないことが条件になる。	ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者世帯や障がい者世帯を訪問し、ごみの収集を行うことで負担の軽減を目指す。また、あわせて安否確認をおこなうことを目的とする。	利用世帯120 登録世帯133
京 田 辺 市	○	燃やすごみ、埋立ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池及びスプレー缶	(1)65歳以上の高齢者で、要介護1以上の認定を受けた者の世帯 (2)身体障害者の程度が1級又は2級に該当する者の世帯 (3)療育手帳の交付を受け、障害の程度がAに該当する者の世帯 (4)精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級に該当する者の世帯	(1)燃やすごみ、埋立ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池及びスプレー缶、カセットボンベを原則として週1回一括収集する (2)利用者が希望する場合は呼鈴等により声かけを行い、安否確認を行うものとする。	111
井 手 町	×				
宇 治 田 原 町	○	燃やすごみ、燃やさないごみ、飲食料缶、飲食料ガラスびん、ペットボトル、紙パック、プラスチック資源、乾電池、スプレー缶、ガスボンベ缶	(1)介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護認定を受けている者 (2)身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者 上記のいずれかに該当する者で構成された世帯のうち、ごみ収集ステーションまでのごみの搬出を自ら行うことが困難であり、かつ、他の者から支援を受けることができない者	「ふれあい収集」週1回の実施日に、対象者が搬出したごみを一括して収集する。	12
木 津 川 市	○	定期収集している品目	市内在住の、親族や近隣の方などの協力を得られず、自身でごみの拠点回収場所への搬出が困難であり、次のいずれかに該当する専業主婦または対象者のみで構成されている世帯。 ・要介護認定または要支援認定を受けている方 ・身体障害者手帳の交付を受けており、次のいずれかに該当する方 肢体不自由1級・2級 視覚障害1級・2級 療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者福祉手帳1級または2級の交付を受けている方 ・上記に準ずる方、ごみを排出することが困難であると市長が認めた方	自身でごみの拠点回収場所へのごみ出しが困難な方を対象に、玄関先などでのごみ収集支援を行っている。 ごみ収集は週1回行い、ごみの搬出がない場合は、声掛けによる安否確認を行っている。	38
笠 置 町	○	可燃ごみ、プラスチック容器包装、その他プラスチック	全世帯	回収車が通れない等の理由で回収ボックス(32か所)での回収をしている世帯以外の回収	正確な数は不明
和 東 町	○	可燃ごみ	一人暮らし、障害者で収集所までごみを持っていけない方	ごみ収集業者のボランティア活動の一環として、回収ルート付近の対象者に声掛け、みまもり活動を行うとともに可燃ごみを回収している	7世帯
精華町	×				
雨 山 城 村	×				
亀 岡 市	○	①燃やすしかなないごみ、②埋立てるしかなないごみ、③プラスチック、④乾電池、⑤スプレー缶、⑥ライター、⑦カン、⑧ビン、⑨ペットボトル、⑩古紙	75歳以上で要支援1以上の介護認定を受け入れている方、親族や近隣の方などの協力が得られず、本人がごみ収集場まで持ち出すことが困難であると認められる方(世帯)	ごみ出しが困難な方への生活支援として、週に1回、自宅の玄関先までごみの収集に向かう事業。また、希望者には安否確認のために声掛けも行っている。	66世帯(66人)
南 丹 市	×				
京 丹 波 町	×				
福 知 山 市	×	※令和8年度中の実施に向け検討中			
舞 鶴 市	○	可燃ごみ、不燃ごみ、古紙	市内在住の高齢者・障害者で、次の要件に当てはまる者。①地域集積所に出すことが困難、②近隣の親族に支援者がいない、③ホームヘルプサービスを利用	委託業者が自宅からごみを戸別収集する。可燃ごみ・週1回、不燃ごみ・月1回	206
綾 部 市	○	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(ペットボトル、缶、びん、白色トレイ)、有害ごみ	市内に在住する高齢者等で、次のすべての要件を満たす人 ・地域の集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難 ・地域のごみ集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難 ・同居人や親族によるごみ出し支援を受けられない ・ホームヘルプサービス等を利用している	地域のごみ集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難かつ、ホームヘルプサービス等を利用している高齢者や障害のある人で、一定の要件を満たした人を対象に、一部自己負担により自宅からごみを戸別収集する	21
宮 津 市	×				
京 丹 後 市	×				
伊 根 町	×				
与 謝 野 町	×				
実施市町村	13	—	—	—	—

(注)報奨金制度等により自治体が関与しているもの

5 家庭ごみの有料化状況（定期収集ごみ）

令和8年4月1日現在

市町村名 （事務組合）		可燃ごみ		不燃ごみ		資源ごみ		有料化の導入時期等
		区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	区分	手数料又は袋価格	
京 都 市		1	【家庭ごみ】 450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L） 100円/10枚（10L） 50円/10枚（5L）			1	【缶・びん・ペットボトル・プラスチック類】 110円/5枚（45L） 75円/5枚（30L） 50円/5枚（20L） 25円/5枚（10L）	平成18年10月
乙訓	向 日 市	3	袋の価格は市場価格	—		—		
	長 岡 京 市	3	袋の価格は市場価格	—		—		
	大 山 崎 町	3	袋の価格は市場価格	—		—		
城南	宇 治 市	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	城 陽 市	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	久 御 山 町	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	4	特に半透明は、白色に限定	
	八 幡 市	2	1回あたり45L以内の透明袋（白色半透明袋可）×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋（150円/枚）	2	1回あたり45L以内の透明袋（白色半透明袋可）×2袋まで無料、それを超える場合は指定袋（150円/枚）	—		
	井 手 町	4		4		4		
	宇 治 田 原 町	4		4		4		
京 田 辺 市		4		4		4		
精華町市	木 津 川 市	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 150円/10枚（15L） 70円/10枚（7L）	4		—		平成30年10月
	精 華 町	4		4		4		
相楽東部	笠 置 町	1		—		1	【ブラ容器】 100円/10枚（45L）	平成11年4月
	和 東 町	1	300円/10枚（45L） 200円/10枚（30L） 150円/10枚（15L）	—		1	【その他ブラ】 100円/10枚（45L）	【その他ブラ】 令和2年4月
	南 山 城 村	1		—		1		
亀 岡 市		1	400円/10枚（40L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L） 100円/10枚（10L）	1	300円/10枚（30L） 150円/10枚（15L）	—		平成15年9月
船井	南 丹 市	1	792円/10枚（45L） 660円/10枚（30L）			1	【ブラ製容器包装】 220円/10枚（30L） 330円/10枚（45L）	令和元年10月改正
	京 丹 波 町	1	330円/10枚（15L）			1		
福 知 山 市		1	440円/10枚（45L） 330円/10枚（30L） 165円/10枚（20L）	1	440円/10枚（45L） 330円/10枚（30L） 165円/10枚（20L）	1	【容器ブラ】 330円/10枚（45L） 220円/10枚（30L） 110円/10枚（20L）	平成13年2月
舞鶴市		1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L） 100円/10枚（10L）	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L）	1	【ブラ容器包装、ペットボトル】 360円/10枚（45L） 240円/10枚（30L） 160円/10枚（20L）	（可燃） 平成17年10月 （不燃・資源） 令和3年7月
綾 部 市		1	400円/10枚（45L）（平型） 270円/10枚（30L）（平型） 190円/10枚（20L）（平型） 350円/10枚（30L）（U型）	1	400円/10枚（45L）（平型） 270円/10枚（30L）（平型） 190円/10枚（20L）（平型） 350円/10枚（30L）（U型）	—		平成11年9月（可燃・平型） 平成15年9月（不燃・平型） 平成27年10月（U型）
宮津与謝	宮 津 市	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 300円/20枚（15L）	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 150円/10枚（15L）	3	【発泡スチロール】 220円/10枚（45L） 【紙製容器】 400円/20枚（45L） 【ブラ容器】 385円/20枚（45L） 318円/20枚（30L）	平成18年10月
	伊 根 町	3	440円/20枚（大）（いずれも税抜） 440円/40枚（小） 380円/50枚（手提）	3	270円/10枚（大）（いずれも税抜） 180円/10枚（小）	3	不燃ごみと同一	
	与 謝 野 町	3	210円/20枚（大） 160円/30枚（小） 168円/50枚（手提）	3	234円/20枚（大） 174円/20枚（小） 130円/10枚（手提）	3	【ペットボトル、発泡スチロール、紙製容器、ブラ製容器】 180円/20枚（大） 【びん、缶】 314円/20枚（大） 182円/20枚（小）	
京 丹 後 市		1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L） 200円/10枚（20L）	1	450円/10枚（45L） 300円/10枚（30L）	—		平成16年4月（合併時に統一） 平成22年から不燃ごみの 有料化実施

（注）「区分」欄の説明

- 1：量に関わらず有料（指定袋代金として処理手数料を徴収している）
- 2：一定量まで無料（袋指定なし）、それを超える場合のみ有料（指定袋あり）
- 3：指定袋はあるが袋代金程度の価格とし、手数料としては徴収していない
- 4：有料ではないが、透明・半透明の袋の使用を求めている。
- ：有料化は未実施であり、指定袋もない

6 家庭ごみの有料化状況(粗大ごみ、直接搬入ごみ)

令和8年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		粗大ごみ		直接搬入ごみ	
		有料化 の有無	収集及び処理手数料	有料化 の有無	受入対象と処理手数料
京 都 市		○	品目別定額制(400～3,200円)	○	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 100kgまで 1,500円/100kg 101kgから 200円/10kg
乙訓	向 日 市	○	品目別定額制(500～3,000円)	○	可燃・粗大ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超300kgまで 10kgまでごとに+200円 300kg超 10kgまでごとに+250円
	長 岡 京 市	○	品目別定額制(100～3,000円)	○	
	大 山 崎 町	○	品目別定額制(520～3,140円)	○	
城南	宇 治 市	△	臨時ごみとして収集する場合のみ有料 (250円/100L)	○	○城南衛生管理組合 剪定枝 150円(税込)/10kg 可燃ごみ・土砂等 300円(税込)/10kg 併せ産廃 300円(税込)/10kg ○宇治廃棄物処理公社 不燃ごみ 1,420円(税抜)/100kg 100kgまで1,420円(税抜)以降10kgごとに142円 (税抜) R8.7月以降 100kgまで2,840円(税抜)以降10kgごとに284円(税抜)
	城 陽 市	○	品目別定額制(200～2,000円)	○	剪定枝 150円/10kg 可燃・不燃ごみ 300円/10kg 土砂等 300円/10kg
	久 御 山 町	○	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 (200円/100L 1,000円単位)	○	可燃・不燃ごみ 300円/10kg 土砂等 300円/10kg 処理困難物 300円/10kg
	八 幡 市	○	品目別定額制(100～500円)*2	○	剪定枝 150円/10kg 剪定枝以外の一般廃棄物及び家庭系の土砂等 300円/10kg
	井 手 町	×	事前予約による月1回収集(1回につき3点まで)	○	剪定枝 150円/10kg 可燃・不燃ごみ 300円/10kg
	宇 治 田 原 町	×	事前予約による月2回収集(1回につき3点まで)	○	剪定枝 150円/10kg 可燃・不燃ごみ 300円/10kg 土砂等 300円/10kg
京 田 辺 市		○	品目別定額制(400～2,400円)	○	可燃・不燃ごみ 150円/10kg 粗大ごみ 品目別定額制
精華町市	木 津 川 市	△	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 (軽トラック1台4,000円)	△	可燃ごみ 260円/10kg(税別) 可燃ごみ以外 搬入許可書があれば無料
	精 華 町	△	特別収集として依頼する場合のみ収集手数料 (軽トラック1台4,000円、2tトラック1台16,000円)	○	可燃ごみ260円/10kg(税別) 不燃ごみ・粗大ごみ(搬入許可書があれば無料)
相楽東部	笠 置 町	×		○	
	和 束 町	×		○	粗大ごみ 32円/kg
	南 山 城 村	×		○	
亀 岡 市		○	【回収申込】品目別定額制(200～2,400円) 【直接搬入】従量制:180円/10kg	○	可燃ごみ 180円/10kg 埋立ごみ 180円/10kg ※可燃・埋立ともに指定袋で搬入の場合は不要 粗大ごみ 品目別定額制
船井	南 丹 市	○	品目別定額制(1,100～3,850円)	○	(粗大・家電ごみ)1,100～3,850円/個 (可燃ごみ等)990円/50kgまで
	京 丹 波 町	○	品目別定額制(1,100～3,850円)	○	※ただし、搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg (紙パック、段ボール、雑がみ、アルミ、衣類、ペットボトル)無料
福 知 山 市		○	単純従量制 (基本料金1,030円+510円/20kg)	○	可燃・不燃ごみ 200円/20kg 粗大ごみ 200円/20kg
舞 鶴 市		○	品目別定額制(500～3,000円)	○	可燃ごみ 200円/回 不燃ごみ・粗大ごみ 400円/回 ※指定袋は不要
綾 部 市		○	単純従量制(419円/20kg、布団・寝具類63円/1kg) 収集加算額1,048円/回	○	可燃・不燃ごみ 指定袋を使用 *3 粗大ごみ419円/20kg ふとん、寝具類63円/1kg 家電4品目 2,095円/台
宮津与謝	宮 津 市	○	品目別定額制(500～2,000円)	○	
	伊 根 町	×	大型ごみとして月1回の回収。(伊根町一般廃棄物最終処分場への直接搬入は無料)	○	可燃・不燃ごみ 100円/10kg 資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
	与 謝 野 町	—	直接搬入のみ	○	
京 丹 後 市		○	定額制(550円/個)	○	可燃・不燃ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

(注)

*1 宇治市の粗大ごみについては、搬入施設によって値段が異なる(城南衛生管理組合:1,500円(税込)/100kg、宇治廃棄物処理公社:1,420円(税抜)/100kg)

*2 八幡市の粗大ごみについては、品目ごとの料金に加えて、20kgを超える場合、20kgごとに持込なら250円、引取なら500円の加算
(タイヤ等の処理困難物については、別途500円又は1000円の品目設定あり)

*3 定期収集ごみ用の指定袋を使用

7 事業系ごみの有料化状況

令和8年4月1日現在

市町村名 (事務組合)		収集ごみ		直接搬入ごみ
		実施形態	収集対象と処理手数料	受入対象と処理手数料
京 都 市		許可	可燃ごみ 150円/10kg (マンション等から出るプラスチック類に限り75円/10kg)	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ(産業廃棄物を除く) 100kg以下 1,500円 100kg超 1,500円+200円/10kg
乙訓	向 日 市	許可	可燃ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超 10kgまでごとに+150円	可燃・粗大ごみ 100kgまで 1,500円 100kg超300kgまで 10kgまでごとに+200円 300kg超 10kgまでごとに+250円
	長 岡 京 市	許可		
	大 山 崎 町	許可		
城南	宇 治 市	許可	可燃ごみ 250円/100ℓ	剪定枝 150円/10kg 可燃、不燃、併せ産廃 300円/10kg
	城 陽 市	許可	可燃ごみ 300円/10kg 不燃ごみ 300円/10kg (産業廃棄物であるものを除く)	可燃ごみ 300円/10kg 不燃ごみ 300円/10kg (産業廃棄物であるものを除く)
	久 御 山 町	許可	可燃ごみ 300円/10kg	可燃ごみ 300円/10kg 不燃ごみ 300円/10kg (産業廃棄物であるものを除く)
	八 幡 市	許可	可燃ごみ 1,500円/100kg	剪定枝 150円/10kg 剪定枝以外の一般廃棄物及び家庭系の土砂等 300円/10kg 併せ産廃 300円/10kg
	井 手 町	許可	可燃ごみ・不燃ごみ 300円/10kg	可燃ごみ 300円/10kg 不燃ごみ 300円/10kg (産業廃棄物であるものを除く)
	宇 治 田 原 町	許可	可燃ごみ 300円/10kg	可燃ごみ 300円/10kg 不燃ごみ 300円/10kg (産業廃棄物であるものを除く)
京 田 辺 市		許可	可燃ごみ 150円/10kg	可燃・不燃ごみ 150円/10kg 粗大ごみ 品目別定額制 (産業廃棄物であるものを除く)
精華町	木 津 川 市	許可	可燃ごみ 260円/10kg (税別)	可燃ごみ 260円/10kg (税別)
	精 華 町	許可	可燃ごみ 260円/10kg (税別)	可燃ごみ 260円/10kg (税別)
相模東部	笠 置 町	許可	可燃ごみ 400円/10kg 粗大ごみ 320円/10kg	粗大ごみ 320円/10kg
	和 東 町	許可		
	南 山 城 村	許可		
亀 岡 市		許可	可燃ごみ 180円/10kg	可燃ごみ 180円/10kg
船井	南 丹 市	許可	可燃ごみ 198円/10kg	可燃ごみ 198円/10kg ※搬入ごとに50kgを超える場合は、385円/10kg
	京 丹 波 町	許可		
福 知 山 市		許可	可燃ごみ 410円/20kg 不燃ごみ 1,060円/20kg	可燃ごみ 410円/20kg 不燃ごみ 1,060円/20kg
舞 鶴 市		許可	指定袋(手数料含む)を使用 450円/10枚(45L) 700円/10枚(70L) 900円/10枚(90L)	可燃ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 450円/10枚(45L) 700円/10枚(70L) 900円/10枚(90L) ※上記に加え、搬入受付手数料200円/1回
綾 部 市		—	—	可燃ごみ 419円/20kg
宮津与謝	宮 津 市	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含む)を使用 金額設定は家庭用と同じ 粗大ごみ 品目別定額制	可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 100円/10kg 資源ごみ 100円/10kg 粗大ごみ 100円/10kg
	伊 根 町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
	与 謝 野 町	委託	可燃・不燃・資源ごみ 指定袋(手数料含まない)を使用	
京 丹 後 市		許可	家庭ごみと同額 指定袋は、可燃ごみと不燃ごみのみ	可燃・不燃・資源ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算 粗大ごみ 220円/20kgまで、10kg超過ごとに110円加算

8 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況

令和8年4月1日現在

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容（補助要件等）
		コンボ`スト 容器	EM容器	電気式 処理機	その他	
京 都 市	事業廃止 （～R5）					
向 日 市	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンボ`スト・EM4,000円、電気式10,000円 （コンボ`スト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
長 岡 京 市	事業廃止 （～H28）					
大 山 崎 町	H15	○	○	○		補助率：2/3 上限：60,000円 （5,000円未満は対象外、5年以内再申請不可）
宇 治 市	事業廃止 （～H29）					
城 陽 市	事業廃止 （～R7）					
久 御 山 町	事業廃止 （～H25）					
八 幡 市	事業廃止 （～H14）					
京 田 辺 市	H4	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンボ`スト・EM4,000円、電気式20,000円（H12.4～）
井 手 町	H8	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンボ`スト・EM4,000円、電気式20,000円（H12.5～）
宇 治 田 原 町	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （1世帯2基まで）
木 津 川 市	H18 （合併時）	○	○		○	補助率：1/2 上限：20,000円 （バイオ式に限る、電気を用いるものは対象外、5年以内の再申請不可）
笠 置 町	H5	○		○		上限：コンボ`スト6,000円、電気式30,000円
和 束 町	H9	○	○	○		上限：コンボ`スト6,000円、電気式30,000円
精 華 町	H13	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （EM容器は1世帯2基まで、5年以内再申請不可）
南 山 城 村	H6	○		○		補助率：購入価格の範囲内 上限：コンボ`スト6,000円、電気式30,000円 （コンボ`ストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
亀 岡 市	H4	○	○	○		補助率：1/2 上限：20,000円 （コンボ`ストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで、5年以内再申請不可）
南 丹 市	H18 （合併時）				○	【生ごみ収集庫（集落単位で設置するもの）】 1台につき2/3以内、上限50,000円
京 丹 波 町	H17 （合併時）	○	○	○		上限：コンボ`スト4,000円、電気式20,000円 （コンボ`ストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
福 知 山 市	事業廃止 （～H22）					
舞 鶴 市	H6	○	○	○		補助率：1/2 上限：コンボ`スト・EM4,000円、電気式10,000円（H30.4～） （コンボ`スト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
綾 部 市	R6			○		補助率：1/2 上限：20,000円（1世帯1台まで）
宮 津 市	事業廃止 （～H20）					
京 丹 後 市	事業廃止 （～R4）					
与 謝 野 町	H17 （合併時）	○	○	○	○	補助率：1/2 上限：コンボ`スト5,000円、電気式15,000円 （コンボ`ストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで）
伊 根 町	H12	○	○	○		補助率：1/2 上限：30,000円
合 計		15	13	15	3	

9 ごみネット等購入補助制度の状況

令和8年4月1日現在

市町村名	開始年度	補助対象			申請頻度	補助内容（補助要件等）
		ごみネット	ごみボックス	その他		
京 都 市	H28（防鳥用ネット） R4（防鳥用ケージ）	○	○		—	防鳥用ネット 無償貸与 ごみ収集場所1箇所につき、大又は小サイズのいずれかを原則1枚（利用希望等に応じて最大2枚） 申請者は、市が収集し、概ね5世帯以上が利用するごみ集積場所の利用者又は管理者 防鳥用ケージ 購入金額の2分の1（100円未満切り捨て）で上限額は15,000円／個 ごみ収集場所1箇所につき、1回限りで2個まで 申請者は、市が収集し、概ね5世帯以上が利用するごみ集積場所を使用する防鳥用ケージを購入した利用者又は管理者
向 日 市						
長 岡 京 市						
大 山 崎 町	R5	○	○		3年に1回	購入費の10割を補助（上限5,000円） 1ステーションあたり1枚まで申請可
宇 治 市						
城 陽 市	H26	○		○ （ブルーシート）	3年に1回	購入費の2/3を補助（100円未満切り捨て） 補助の上限額はごみネット、ブルーシート共に3,000円 袋状の物は対象外 1ステーションあたり1枚まで申請可 申請は自治会でも個人でも可
久 御 山 町	H31		○			購入費の1/2を補助（1,000円未満切り捨て） 上限30,000円
八 幡 市	H14	○		○ （折りたためるもの）	無し	おおむね5世帯以上の定点収集場所1箇所につき、購入価格の2/3を補助（100円未満は切り捨て）。但し上限2,000円まで（上限額は、世帯数に応じて加算される）。簡単に折りたたむことができるものであれば申請は可能。申請は自治会でも個人でも可。
京 田 辺 市	H10	○	○	付属品 （鎖・ブロック等）	規定無し	購入費の1/2（上限3000円） ごみボックスは、市の規定（取り口の高さが65cm以下）に沿うもののみ対象 1ステーションあたり1枚まで申請可 申請は自治会でも個人でも可
井 手 町						
宇 治 田 原 町						
木 津 川 市	H30		○		規定なし	・3世帯以上が利用するごみボックスに限る ・購入又は製造にかかる費用の9/10を補助 上限140千円（5世帯以下での場合は、上限65千円） ・修繕にかかる費用は全額補助 上限100千円（5世帯以下での場合は、上限48千円） ・自治会等の組織の代表者から申請していただいている
笠 置 町						
和 東 町						
精 華 町	H11	○	○	○	1年に1回	購入費の1/2を補助（上限15万円） ごみ置場の新規設置や改修（ごみネット・BOXの設置や修繕にも利用可）で利用可能 申請は自治会名のみ可能 1自治会あたり1年に1回のみ申請可能
南 山 城 村						
亀 岡 市						
南 丹 市						
京 丹 波 町						
福 知 山 市						
舞 鶴 市	H6		○		4件・5基	補助率：1/2 上限：40,000円
綾 部 市						
宮 津 市	昭和63年	○	○		1年に1回	購入費の1/2を補助（1,000円未満切り捨て） 補助の上限額は対象世帯数により25,000円～125,000円
京 丹 後 市						
与 謝 野 町						
伊 根 町						
合 計		7	8	4	—	—

10 生ごみ堆肥化容器等の補助実績（令和7年度）

（単位：台、円）

市 町 村 名	コンポスト容器		EM容器		電気式処理機		その他	
	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額	補助数量	決算額
京 都 市	0	0	0	0	0	0		
向 日 市	4	14,660	コンポスト容器に含む		20	192,540		
長 岡 京 市								
大 山 崎 町	1	4,500	1	10,100	14	548,200		
宇 治 市								
城 陽 市	3	9,800	3	3,300	34	617,900	40	631,000
久 御 山 町								
八 幡 市								
京 田 辺 市	7	19,100	1	1,850	37	673,170		
井 手 町					1	20,000		
宇 治 田 原 町	2	6,800			3	52,800		
木 津 川 市	5	15,800						
笠 置 町	0	0						
和 束 町					1	30,000		
精 華 町	13	151,300			7	128,100		
南 山 城 村	1	6,000			4	120,000		
亀 岡 市	4	16,200			11	207,000		
南 丹 市								
京 丹 波 町	6	19,900			15	272,000		
福 知 山 市								
舞 鶴 市	13	38,600	2	1,600	28	269,200		
綾 部 市					16	309,600		
宮 津 市								
京 丹 後 市								
伊 根 町					3	90,000		
与 謝 野 町	2	7,200			13	195,000		
合 計	61	309,860	7	16,850	207	3,725,510	40	631,000

11 廃家電4品目及び廃パソコンの回収状況

令和8年4月1日現在

市町村名	廃家電4品目	廃パソコン	備 考
京 都 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収
向 日 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
長 岡 京 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
大 山 崎 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店及び量販店と連携した回収システム 廃パソコンは資源有効利用促進法に基づく収集のほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
宇 治 市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H26.1から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
城 陽 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム H26.10から、使用済小型家電回収ボックス投入口に入る 大きさのノートパソコンは回収している。
久 御 山 町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H28.4から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。 H28.4.1から使用済小型家電回収事業の完全実施（BOX回収）
八 幡 市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H29.7から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
京 田 辺 市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
井 手 町	回収ルート＋行政回収A	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、R8.4から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
宇 治 田 原 町	回収ルート＋行政回収A	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、RA4.5から使用済小型家電回収事業によるBOX回収を実施。
木 津 川 市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H26年度より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施中
笠 置 町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
和 束 町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
精 華 町	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品は、小売店と連携した回収システム 廃パソコンは、小型のラップトップのみ使用済小型家電の対象
南 山 城 村	回収ルート＋行政回収B	回収ルート	廃パソコンは使用済小型家電として回収しているほか、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収を実施。
亀 岡 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、H27年10月より小型家電リサイクル事業によるBOX回収を実施
南 丹 市	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、R3年9月より小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収も実施している。
京 丹 波 町	回収ルート＋行政回収B	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンについては、R3年9月より小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収も実施している。
福 知 山 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃パソコンは、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収の実施
舞 鶴 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品の回収は一部の小売店の協力により回収 廃パソコンについては小型家電リサイクル事業による回収
綾 部 市	回収ルート＋行政回収A	回収ルート	廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
宮 津 市	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム。 廃パソコンは、小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収の実施
京 丹 後 市	回収ルート	回収ルート＋行政回収A	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム
伊 根 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム 廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。
与 謝 野 町	回収ルート	回収ルート	廃家電の義務外品は小売店と連携した回収システム 廃パソコンは小型家電リサイクル法上の認定事業者による宅配便方式を利用した回収をしている。

■廃家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）

- 回収ルート
家電リサイクル法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
- 回収ルート＋行政回収A
小売業者に引取義務があるものは行政回収しないが、義務外品は行政回収する
- 回収ルート＋行政回収B
回収ルートのほか、義務品、義務外品を問わず行政回収する
- 行政回収C
義務品、義務外品を問わず、全て行政回収する

■廃パソコン

- 回収ルート
資源有効利用促進法に基づく回収ルートのみで行政回収は行わない
- 回収ルート＋行政回収A
回収ルートが基本であるが、行政回収も行っている
- 行政回収B
基本的に全て行政回収する

12 廃小型家電の回収状況

令和8年4月1日現在

市町村名	廃小型家電の 分別回収方法	BOX設置場所 (BOX回収の場合のみ)	回収対象	引渡先	令和7年度 回収実績(kg)
京 都 市	BOX回収、 移動式拠点回収	商業施設 7箇所 市施設 32箇所 駅 1箇所	30×40×40cm以内の全ての家電※ ※ 家電4品目、パソコン、石油・灯油ストーブなどを除く	小型家電リサイクル法による認定事業者	411,580
向 日 市	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	1,669
長 岡 京 市	宅配便回収サービス	市役所	3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	・リネットジャパン ・リサイクル(株) ・小型家電リサイクル法による認定事業者	5,832
大 山 崎 町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン リサイクル(株)	808.5
宇 治 市	BOX回収 イベント回収	市役所 公民館 コミュニティセンター (計13箇所)	特定対象品目すべてのうち投入口(200mm×400mm)に入るもの	再資源化処理事業者	28,970
城 陽 市	BOX回収	市役所 1箇所 市公共施設 5箇所 コミセン 6箇所 老人福祉施設 4箇所 (計16箇所)	政令指定品目16分類、64品目 ただし、縦20cm、横40cm、奥行30cmの投入口に入るものに限る。	小型家電リサイクル法による認定事業者	6,120
久 御 山 町	BOX回収(H28.4～)	久御山町役場 1箇所 生涯学習センター「ゆうホル」1箇所 まちの駅「クロスビークみやま」1箇所	16分類の特定対象品目 投入口(42cm(W)×22cm(H))に入るもの	小型家電リサイクル法による認定事業者	3,310
八 幡 市	BOX回収(H29.7～)	市役所 2箇所 市内拠点 9箇所	16分類の特定対象品目 投入口(40cm(W)×20cm(H))に入るもの	小型家電リサイクル法による認定事業者	4,320
京 田 辺 市	BOX回収	市役所 1箇所 市内拠点 4箇所	投入口(35cm×15cm)に入るもの	小型家電リサイクル法による認定事業者	6,060
井 手 町	BOX回収	町役場 1箇所 町内拠点 2箇所	主に投入口(55cm×22cm)に入るもの	小型家電リサイクル法による認定事業者	4
宇 治 田 原 町	BOX回収	町役場 1箇所 総合文化センター 1箇所	主に投入口(縦20cm×横55cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る) 入らないものでも受け付ける	小型家電リサイクル法による認定事業者	860
木 津 川 市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所、支所、出張所 (計4箇所)	BOX回収では特定対象品目、 ピックアップ回収では制度対象品目すべて	小型家電リサイクル法による認定事業者	41,960
笠 置 町	BOX回収 宅配便回収サービス	役場 1箇所 産業振興会館 1箇所	・投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る) ・3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	・小型家電リサイクル法による認定事業者 ・リネットジャパン ・リサイクル(株)	175.40
和 東 町	BOX回収	役場・体験交流センター 2箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電リサイクル法による認定事業者	128.00
精 華 町	BOX回収	役場庁舎 1箇所 コミュニティセンター 1箇所 町立体育館 1箇所 老人福祉施設 1箇所 商業施設 3箇所	小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目 投入口(25cm×15cm)に入るものに限る	小型家電リサイクル法による認定事業者	5,190
南 山 城 村	BOX回収	役場 1箇所	投入口(縦20cm×横35cm)に入るもの (家庭から出る使用済小型家電に限る)	小型家電リサイクル法による認定事業者	112.0
亀 岡 市	BOX回収 イベント回収	市施設 10箇所	特定対象品目16分類で投入口(150mm×400mm)に入るもの ※イベント回収は埋立てるしかないごみ袋(30ℓ)に入る大きさのもの	小型家電リサイクル法による認定事業者	11,960.0
南 丹 市	金属類で収集後に ピックアップ回収		政令指定品目28種	小型家電リサイクル法による認定事業者	1,003
京 丹 波 町	宅配便回収サービス			リネットジャパン リサイクル(株)	242
福 知 山 市	ピックアップ回収		政令指定品目28種	小型家電リサイクル法による認定事業者	104,140
舞 鶴 市	BOX回収、 ピックアップ回収	市役所等公共施設 9箇所	BOX回収：投入口(縦15cm×横30cm)に入るもの ピックアップ：政令指定品目すべて	小型家電リサイクル法による認定事業者	167,100
綾 部 市	宅配便回収サービス		ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が140cm以内で重量20kg以内)	リネットジャパン リサイクル(株)	911.7
宮 津 市	宅配便回収サービス ピックアップ回収		ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が140cm以内で重量20kg以内) ピックアップ：品目は特に指定していない	リネットジャパン リサイクル(株) 小型家電リサイクル法による認定事業者	37,813
京 丹 後 市	BOX回収 宅配便回収サービス	市庁舎 6箇所 地域公民館 5箇所 廃棄物処理施設 5箇所	投入口(60cm×25cm)に入るもの ダンボールに入るもの(縦、横、高さの合計が140cm以内で重量20kg以内)	小型家電リサイクル法による認定事業者 リネットジャパン リサイクル(株)	82,045
伊 根 町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン 令和4年4月1日から協定開始	94
与 謝 野 町	宅配便回収サービス		3辺の合計が140cmのダンボールに入るもの 総重量が20kg以内	リネットジャパン	358

13 水銀使用廃製品の回収状況

令和8年4月1日現在

市町村名	水銀使用廃製品の 分別回収方法	回収対象	回数	費用
京 都 市	拠点回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計 乾電池、ボタン電池	随時	無料
	移動式拠点回収		年間約1,600回	
向 日 市	ステーション回収	蛍光灯	月2回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀血圧計 水銀温度計	開庁時	無料
長 岡 京 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池	月2回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	開庁時	無料
大 山 崎 町	ステーション回収	蛍光灯、筒型乾電池	月2回	無料
	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇 治 市	拠点回収	蛍光灯	週1回	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
城 陽 市	ステーション回収	廃乾電池	月2回	無料
	拠点回収	廃蛍光灯	随時	無料
	その他(衛生センター持込み)	廃蛍光灯・廃乾電池・水銀血圧計・水銀体温計・水銀温度計	随時	無料
久 御 山 町	ステーション回収	水銀体温計、廃乾電池、ボタン電池、蛍光灯、 水銀温度計、水銀血圧計	週2回	無料
八 幡 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池	週1回(地域ごと別曜日)	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	毎日	無料
京 田 辺 市	ステーション回収	乾電池	隔月	無料
	ピックアップ回収	蛍光灯、体温計、血圧計	—	無料
井 手 町	その他(町役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
宇 治 田 原 町	その他(町役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
木 津 川 市	拠点回収	蛍光灯、乾電池	随時	無料
	その他(市役所持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
笠 置 町	ボックス回収	蛍光灯、乾電池、ボタン電池	随時	無料
和 束 町	—	—	—	—
精 華 町	戸別回収・ステーション回収	蛍光灯	月2回	無料
	拠点回収(4箇所)	蛍光灯	月1回	無料
	その他(役場持込み)	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
南 山 城 村	ボックス回収	乾電池、ボタン電池、蛍光灯 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
亀 岡 市	拠点回収	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	随時	無料
南 丹 市	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
京 丹 波 町	ステーション回収	水銀含有物	電池1回/月、その他1回/3ヶ月	無料
	戸別回収	水銀含有物	随時	有料
	直接搬入	水銀含有物	随時	有料 (多量の場合)
福 知 山 市	ステーション回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月2回	無料
舞 鶴 市	ステーション回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、 血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入		随時	無料 (搬入受付手数料は 別途必要)
綾 部 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	月1回	無料
宮 津 市	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀体温計	隔月	無料
京 丹 後 市	ステーション回収	蛍光灯、水銀体温計、水銀温度計、 水銀血圧計、乾電池、ボタン電池	月1回	無料
	直接搬入		随時	有料
伊 根 町	ステーション回収	蛍光灯、乾電池、 ボタン電池、水銀使用品	月1回	無料
与 謝 野 町	—	—	—	—

14 適正処理困難物の回収状況

令和8年4月1日現在

市町村名	化学薬品	農薬	タイヤ	バッテリー	ボンベ	消火器	溶剤・塗料	医療器具				大型家電	自動二輪車	条件付き受入の場合の条件
								注射針	注射筒	チューブ類	脱脂綿			
京都市	条件1	条件1	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	条件2	×	×	1 移動式拠点回収に限り排出することができる。 2 医療器具については、原則医療機関へ返却としているが、在宅医療で使用した点滴バッグについては、医療機関への返却が困難な場合に限り、針を取り除いたうえで、家庭ごみとして排出することができる。
向日市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
長岡京市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
大山崎町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
宇治市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費3,300円/台を支払った場合
城陽市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	条件	条件	×	×	何重にもビニール袋に入れ、安全確保したものは、「燃やすごみ」へ排出は可能
久御山町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費3,000円/台を支払った場合
八幡市	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	×	条件2	○	○	○	条件3	×	1 持ち込みの場合、有料で引き取り 2 ペットボトルに入れキャップをして、「燃やすごみ」に排出 3 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
京田辺市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 家庭から出るものに限る 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
井手町	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 在宅医療の器具で、医療機関へ返却困難かつ鋭利部が突出しないもの 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
宇治田原町	×	×	×	×	×	×	×	×	条件2	条件2	条件2	条件1	×	1 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合 2 医療器具については、原則医療機関等への引取りを依頼
木津川市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	×	1 医療器具については、原則医療機関へ返却。在宅医療で使用了のものについては、針等の鋭利なものを取り除いた上で可燃ごみとして排出可能 2 リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
笠置町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
和束町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
精華町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	50cc以下
南山城村	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	×	リサイクル券購入及び収集運搬費を支払った場合
亀岡市	×	×	×	条件	×	×	×	×	×	×	×	×	×	普通乗用車まで（持ち込みに限る。）
南丹市	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	×	1 普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2 針は金属類（安全対策をして）、容器は可燃ごみ
京丹波町	×	×	×	条件1	×	○	×	条件2	条件2	条件2	○	○	×	1 普通乗用車まで（大型のものは持ち込みに限る。） 2 針は金属類（安全対策をして）、容器は可燃ごみ
福知山市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	×	×	1 家庭から出るものに限る
舞鶴市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	条件	条件	×	×	感染性でないもの
綾部市	×	×	×	×	×	×	×	×	条件1	条件1	条件1	条件2	条件3	1 点滴用バッグ、チューブ、注射針を除く注射器（在宅医療器具）に限る 2 義務外品でリサイクル券購入及び収集運搬料金を支払った場合 3 50cc未満のみ
宮津市	×	×	×	×	×	×	条件1	×	×	条件2	×	×	×	1 少量、紙等に吸収させて燃やす 2 プラスチック製容器包装（点滴ボトルを除く）
京丹後市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
伊根町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
与謝野町	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

調査対象品目：
化学薬品（農薬・溶剤を除く）、農薬（園芸用を含む）、タイヤ、バッテリー、小型ガスボンベ、消火器、溶剤・塗料、医療器具等、
大型家電製品（冷蔵庫冷凍庫、洗濯機、エアコン、テレビ）、自動二輪車（オートバイ・原付自転車）

○…受入している ×…受入していない 条件…条件付きで受入している

15 ごみ処理基本計画の策定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	策定年月(予定)	名 称
京 都 市	R 8. 3 改定	京都市循環型社会推進基本計画 (2021-2030)
向 日 市	R 4. 3	向日市一般廃棄物処理基本計画
長 岡 京 市	R 4. 3	長岡京市一般廃棄物処理基本計画
大 山 崎 町	R 4. 3 改定	大山崎町一般廃棄物処理基本計画
宇 治 市	H 3 1. 3 改定	宇治市第3次ごみ処理基本計画
城 陽 市	R 4. 3 改定	城陽市一般廃棄物処理基本計画
久 御 山 町	R 8. 3 改定	久御山町第2次ごみ処理基本計画
八 幡 市	H 2 9. 3	第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画
京 田 辺 市	R 6. 6 改定	京田辺市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
井 手 町	H 1 4. 1 0 改定	井手町ごみ処理基本計画
宇 治 田 原 町	H 7. 3	ごみ処理基本計画
木 津 川 市	R 7. 3 改定	木津川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
精 華 町	H28. 3 改定	精華町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
笠 置 町	R 3. 2 策定	笠置町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
和 束 町	R 3. 1 策定	和束町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
南 山 城 村	R 2. 1 0 策定	南山城村一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
亀 岡 市	R 5. 3 策定	亀岡市ゼロエミッション計画
南 丹 市	R 7. 3 改定	一般廃棄物処理基本計画書(船井郡衛生管理組合で策定)
京 丹 波 町		
福 知 山 市	R 3. 3 策定 R 7. 1 2 策定	福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画2021) 福知山市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画2021) 中間見直し
舞 鶴 市	R 3. 4 改定	舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
綾 部 市	H 2 8. 3 改定	綾部市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
宮 津 市	R 5. 3 改定	宮津与謝地域広域ごみ処理基本計画
伊 根 町	R 5. 3 改定	
与 謝 野 町	R 5. 3 改定	
京 丹 後 市	R 7. 3 改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
合 計	策定市町村 26市町村	

16 生活排水処理基本計画の策定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	策定年月（予定）	名 称
京 都 市	R 8 . 3	令和8年度一般廃棄物処理実施計画
向 日 市	R 4 . 3	生活排水処理基本計画
長 岡 京 市	R 4 . 3	生活排水処理基本計画
大 山 崎 町	R 4 . 3 改定	生活排水処理基本計画
宇 治 市	R 6 . 3 改定	宇治市生活排水処理基本計画
城 陽 市	R 4 . 3 改定	城陽市一般廃棄物処理基本計画
久 御 山 町	H 3 1 . 3 改定	久御山町生活排水処理基本計画
八 幡 市	H 2 9 . 3	八幡市生活排水処理基本計画
京 田 辺 市	H 1 1 . 3	京田辺市生活排水処理基本計画
井 手 町	H 2 0 . 9	生活排水処理基本計画
宇 治 田 原 町	R 7 . 1 2 改定	宇治田原町生活排水処理基本計画
木 津 川 市	R 7 . 2 改定	相楽広域行政組合生活排水処理基本計画
笠 置 町	H 2 8 . 3	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
和 束 町	H 2 9 . 1 2 策定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
精 華 町	R 7 . 2 改定	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画
南 山 城 村	H 2 9 . 1 2 改定	相楽地域循環型社会形成推進地域計画
亀 岡 市	R 5 . 3 策定	第6次亀岡市生活排水処理基本計画
南 丹 市	H 2 7 . 1 2 改定	南丹市生活排水処理基本計画
京 丹 波 町	R 2 . 4 改定	京丹波町生活排水処理基本計画
福 知 山 市	H 2 9 . 4 改定	生活排水処理基本計画
舞 鶴 市	R 5 . 1 0 改定	舞鶴市生活排水処理基本計画
綾 部 市	H 1 4 . 3	新綾部市水洗化総合計画
宮 津 市	R 2 . 3	宮津市生活排水処理基本計画
京 丹 後 市	R 7 . 3 改定	京丹後市一般廃棄物処理基本計画
伊 根 町	R 6 . 3 改定	生活排水処理基本計画
与 謝 野 町	R 5 . 3 改定	与謝野町生活排水処理基本計画
合 計	策定市町村 26市町村	

17 放置車輛対策条例等の制定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	S 6 0 ~	京都市自転車等放置防止条例	有
	H 1 4 ~	京都市自動車放置防止条例	有
向 日 市	S 5 7 ~	向日市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
長 岡 京 市	S 5 8 ~	長岡京市自転車等の駐車秩序に関する条例	無
大 山 崎 町	H 6 ~	大山崎町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
宇 治 市	H 8 ~	宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
	H 3 ~	宇治市自転車の駐車秩序の確立に関する条例	無
城 陽 市	S 6 1 ~	城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例	無
	H 9 ~	城陽市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
久 御 山 町	H 8 ~	久御山町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
八 幡 市	H 1 3 ~	八幡市自転車等放置防止条例	有
京 田 辺 市	H 6 ~	京田辺市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	有
井 手 町			
宇 治 田 原 町			
木 津 川 市	H 1 9 ~	木津川市放置自動車の発生防止及び適正な処理に関する条例	有
	H 1 9 ~	木津川市自転車等の放置防止に関する条例	無
笠 置 町	H 9 ~	笠置町放置自動車防止条例	有
	H 2 4 ~	笠置町自転車等の放置防止に関する条例	無
和 束 町	H 7 ~	和束町放置自動車防止条例	有
精 華 町	H 7 ~	精華町放置自動車防止条例	有
	H 9 ~	精華町自転車等の放置防止に関する条例	無
南 山 城 村	H 7 ~	南山城村放置自動車防止条例	有
亀 岡 市	H 5 ~	亀岡市放置自転車の防止に関する条例	無
南 丹 市	H 1 8 ~	南丹市放置自転車等の防止に関する条例	無
京 丹 波 町	H 1 8 ~	京丹波町放置車の防止に関する条例	無
福 知 山 市	H 7 ~	福知山市自転車等の放置防止に関する条例	無
舞 鶴 市	H 1 9 ~	舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例	無
綾 部 市	H 1 0 ~	綾部市自転車等の放置防止に関する条例	無
宮 津 市			
京 丹 後 市	H 1 6 ~	京丹後市自動車放置防止条例	無
伊 根 町			
与 謝 野 町	H 1 7 ~	与謝野町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	無
合 計	2 2 市町村 2 8 条例		

18 ポイ捨て条例の制定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	H 9 ～	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向 日 市	H 2 6 ～	向日市のまちを美しくする条例	無
長 岡 京 市	H 1 8 ～	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大 山 崎 町	R 2 . 1 0 ～ 改正	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇 治 市	H 1 2 ～	宇治市環境美化推進条例	有
城 陽 市	R 6 ～	城陽市ポイ捨て禁止条例	有
久 御 山 町			
八 幡 市	H 1 8 ～	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京 田 辺 市	H 1 0 ～	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井 手 町	H 1 1 ～	井手町環境保全条例	無
宇 治 田 原 町	H 1 9 ～	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木 津 川 市	H 1 9 ～	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のフン放置、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
笠 置 町			
和 束 町			
精 華 町	H 2 3 . 7 ～	精華町まちをきれいにする条例	無
南 山 城 村			
亀 岡 市	R 2 . 2 ～	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	有
南 丹 市	H 1 8 ～	南丹市美しいまちづくり条例	無
京 丹 波 町			
福 知 山 市			
舞 鶴 市	S 5 9 ～	舞鶴市環境美化条例	無
綾 部 市			
宮 津 市	H 2 0 . 1 ～	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
京 丹 後 市	H 2 9 . 3 ～	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無
伊 根 町			
与 謝 野 町	H 1 8 ～	与謝野町のまちを美しくする条例	無
合 計	1 8 市町 1 8 条例		

19 資源ごみ持ち去り禁止条例の制定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京 都 市	H 2 3 ~	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	無
向 日 市			
長 岡 京 市			
大 山 崎 町			
宇 治 市			
城 陽 市	R 1 ~	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	有
久 御 山 町	R 1 ~	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例	無
八 幡 市			
京 田 辺 市	R 3 ~	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（一部改正）	有
井 手 町			
宇 治 田 原 町	R 2 ~	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	有
木 津 川 市	H 2 6 ~	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（一部改正）	有
笠 置 町			
和 束 町			
精 華 町	R 5 . 9 ~	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）	有
南 山 城 村			
亀 岡 市			
南 丹 市			
京 丹 波 町			
福 知 山 市	H 2 4 ~	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）	無
舞 鶴 市	H 1 7 ~	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（一部改正）	無
綾 部 市			
宮 津 市			
京 丹 後 市			
伊 根 町			
与 謝 野 町			
合 計	9 市町 9 条例		

20 その他廃棄物関係条例の制定状況

令和8年4月1日現在

市町村名	施行年	条例の名称
京 都 市	H 5 ～	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
向 日 市	H 9 ～	向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
長 岡 京 市	S 5 1 ～	長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
大 山 崎 町	H 9 ～	大山崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
宇 治 市	H 8 ～	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
城 陽 市	R 1 ～	城陽市一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
久 御 山 町	R 1 ～	久御山町廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
八 幡 市	H 2 1 ～	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
京 田 辺 市	H 2 6 ～	京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例
井 手 町	S 5 2 ～	井手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
宇 治 田 原 町	R 2 ～	宇治田原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
木 津 川 市	H 1 9 ～	木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
笠 置 町	S 5 5 ～	笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例
和 束 町	H 1 0 ～	和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
精 華 町	S 5 5 ～	精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
南 山 城 村	H 1 2 ～	南山城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例
亀 岡 市	H 1 3 ～	亀岡市循環型社会推進条例
南 丹 市	S 4 8 ～ H 2 4 ～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
京 丹 波 町	S 4 8 ～ H 1 7 ～ H 2 0 ～ H 2 4 ～	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例 京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例 京丹波町P C B廃棄物等の持込み禁止に関する条例 船井郡衛生管理組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
福 知 山 市	S 4 8 ～	福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
舞 鶴 市	H 6 ～	舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
綾 部 市	H 9 ～	綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
宮 津 市	H 7 ～	宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例
京 丹 後 市	H 1 6 ～ H 1 6 ～ H 1 6 ～	京丹後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 京丹後市一般廃棄物処理施設設置条例 京丹後市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果等の縦覧等の手続に関する条例
伊 根 町	H 1 3 ～	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
与 謝 野 町	H 1 8 ～ H 1 8 ～	与謝野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例
合 計	2 6 市町村 3 3 条例	

21 廃棄物減量等推進審議会・協議会等の設置状況

令和8年4月1日現在

市町村名	設置年度	名 称
京 都 市	H 5 ～	京都市廃棄物減量等推進審議会 ※
	H 8 ～	京都市ごみ減量推進会議
向 日 市	H 2 9 ～	向日市廃棄物減量等推進審議会 ※
長 岡 京 市	H 2 6 ～	長岡京市廃棄物減量等推進審議会 ※
大 山 崎 町	H 3 0 ～	大山崎町廃棄物減量等推進審議会 ※
宇 治 市	H 1 0 ～	宇治市廃棄物減量等推進審議会 ※
城 陽 市	H 8 ～	城陽市廃棄物減量等推進審議会 ※
久 御 山 町	H 1 5 ～	久御山町循環型社会推進委員会
八 幡 市		
京 田 辺 市	H 2 5 ～	京田辺市ごみ減量化推進審議会 ※
井 手 町	H 2 2 ～	井手町ごみの減量化対策検討委員会
宇 治 田 原 町		
木 津 川 市	H 2 2 ～	木津川市廃棄物減量等推進審議会 ※
笠 置 町	H 7 ～	笠置町ごみ減量化推進協議会
和 束 町	H 5 ～	和束町環境美化推進委員会
精 華 町		
南 山 城 村		
亀 岡 市	H 1 3 ～	亀岡市循環型社会推進審議会 ※
南 丹 市	H 1 8 ～	南丹市環境美化推進委員
京 丹 波 町	H 1 7 ～	京丹波町環境推進委員
福 知 山 市	H 8 ～ H 2 5	福知山市ごみ端会議
舞 鶴 市	H 9 ～	舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 ※
綾 部 市		
宮 津 市	H 7 ～	宮津市廃棄物減量等推進審議会 ※
京 丹 後 市	H 1 6 ～	京丹後市廃棄物減量等推進審議会 ※
伊 根 町	H 1 3 ～	伊根町廃棄物減量等推進審議会 ※
与 謝 野 町		
合 計		2 0 市町 2 1 審議会・協議会等

(注) ※印は廃棄物処理法第5条の7によるもの

22 廃棄物減量等推進員の委嘱状況

令和8年4月1日現在

市町村名	委嘱	廃掃法第5条8による委嘱		廃掃法第5条の8によらない委嘱	
		委嘱開始年度	委嘱人数	委嘱開始年度	委嘱人数
京 都 市	有	H 6 ~	※		
向 日 市					
長 岡 京 市	有	H 1 5 ~	72		
大 山 崎 町					
宇 治 市					
城 陽 市					
久 御 山 町	有			H 8 ~	11
八 幡 市					
京 田 辺 市					
井 手 町					
宇 治 田 原 町	有	H 2 0 ~	40		
木 津 川 市	有	H 1 9 ~	14		
笠 置 町					
和 束 町					
精 華 町					
南 山 城 村					
亀 岡 市	有			H 1 2 ~	295
南 丹 市	有			H 1 8 ~	182
京 丹 波 町	有			H 1 7 ~	93
福 知 山 市				H 8 ~ H 2 5	27
舞 鶴 市					
綾 部 市	有	H 1 1 ~	449		
宮 津 市	有	H 7 ~	※		
京 丹 後 市				H 1 6 ~	※休止中
伊 根 町				H 2 1 ~	6
与 謝 野 町					
合 計	1 0 市町	6 市町	575	7 市町	614

(注) ※京都市及び宮津市では休止中

23 一般廃棄物の不法投棄対策

令和8年4月1日現在

市町村名	講じている対策					
	看板の設置	郵便局との協力制度	監視カメラの設置	専任職員による定期パトロール	住民との連携	その他
京 都 市	○	○			常習的な不法投棄に悩む地域団体に、一定の要件を満たす場合に監視カメラ等を貸与	・企業や郵便局と連携した不法投棄監視通報制度の実施 ・委託による夜間、早朝パトロールを実施
向 日 市	○		○			・市内巡回パトロールの実施 ・監視カメラの設置 ・警告看板の設置 ・不法投棄警告シールの貼付
長 岡 京 市	○		○	○	住民からの通報	職員による日常及び夜間パトロール
大 山 崎 町	○				住民からの通報、監視カメラは防犯兼用	職員によるパトロールを定期的を実施
宇 治 市	○	○	○	○	不法投棄監視パトロール（委託による実施）	警告看板の配布
城 陽 市	○			○		市環境監視員、管理課による不法投棄監視等パトロール、公共施設への不法投棄物の撤去
久 御 山 町	○	○			自治会・住民からの通報	・ごみ収集時に塵芥収集車がパトロールを併せて実施 ・不法投棄監視パトロールを定期的を実施 ・警告看板の設置 ・郵便業務中に不法投棄物を発見した場合の情報提供を受ける協定を町内郵便局と締結 ・月1回警察と合同でパトロールを実施
八 幡 市	○	○			住民からの通報	・郵便局や企業と連携した不法投棄監視通報制度の実施 ・不法投棄監視パトロールを定期的を実施 ・URとの連携
京 田 辺 市	○		○	○	区・自治会、住民からの通報等により現地調査及び区・自治会において収集した不法投棄ごみの回収	不法投棄監視パトロールを年末年始・祝日を除き実施、監視カメラの設置
井 手 町	○		○		不審な車輛等が山間部へ向かった時、住民からの通報	不法投棄監視パトロールを定期的を実施
宇 治 田 原 町	○	○	○		まちをきれいにする推進員、住民からの情報提供	生産森林組合、郵便局との通報協力制度の実施
木 津 川 市	○		○	○	広報、区及び住民からの通報等により現地調査、ごみ減量等推進員からの連絡	不法投棄パトロールの実施、不法投棄監視カメラ等の設置
笠 置 町	○	○	○	○	区及び住民からの通報	・不法投棄パトロールの実施 ・不法投棄監視カメラ等の設置 ・郵便業務中に不法投棄物を発見した場合の情報提供を受ける協定を町内郵便局と締結
和 束 町	○			○	区及び住民からの通報	パトロール、投棄物の撤去（週3回アルバイト雇用）
精 華 町	○				自治会、住民からの通報	ごみ収集作業職員等によるパトロール
南 山 城 村	○		○		区、自治会、住民からの通報	職員による不法投棄物の撤去
亀 岡 市	○	○	○	○	通報体制の整備	パトロール、不法投棄物の撤去
南 丹 市	○		○		各地域（環境美化推進員を中心に）からの、情報提供をお願いしている	職員による不法投棄物の撤去
京 丹 波 町	○		○		各区環境推進委員及び住民からの通報	職員による日常パトロール
福 知 山 市	○			○	自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施（委託）
舞 鶴 市	○		○			監視パトロールの実施（委託）、警告看板の設置
綾 部 市	○	○			廃棄物減量等推進員（449名）等を通じ情報提供を求める自治会、住民からの通報	不法投棄防止パトロールの実施、不法投棄警告看板の提供
宮 津 市	○	○			自治会への不法投棄状況調査を実施	パトロール、不法投棄廃棄物の回収
京 丹 後 市	○	○			住民からの通報、ボランティア清掃者支援	不法投棄防止用看板の提供、職員による不法投棄物の撤去
伊 根 町	○	○		○	自治会、住民からの通報	不法投棄監視パトロール及び不法投棄ごみ回収を実施
与 謝 野 町	○	○	○		ボランティアで監視・清掃の協力有り	不法投棄監視パトロール及び不法投棄ごみ回収を実施
合 計	26	12	14	10		

24 ごみ減量・リサイクル関係の取組

令和8年4月1日現在

市町村等名	取 組 内 容
京都市	○廃食油燃料化事業 家庭から排出される使用済てんぶら油を回収、バイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車185台と市バス45台の燃料として使用している。 ○移動式拠点回収 使用済みてんぶら油や小型家電をはじめとする「資源物」と、出し方がわからないなどの理由から捨てられないままになりがちな石油類や薬品などの「有害・危険ごみ」を、まち美化事務所の職員が地域の身近な場所に出向き、回収している。 ○雑がみの分別・リサイクルの全市展開 リサイクルできる紙類の中で、分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について、平成26年6月から、①地域の「コミュニティ回収」による回収、②古紙回収業者による回収、③資源定点での定期回収を3つの柱とした、京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開を開始している。 ○拠点回収の拡大 リユースびん、乾電池、紙バックをはじめとする16品目の資源物について、回収拠点の増加を図っている。 ○食品ロス削減の取組 食品ロス削減のため、食品スーパー等で、「販売期限延長の取組」を推進するほか、食品ロス削減に貢献する取組を行っている飲食店や宿泊施設、食品小売店を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定している。 また、食品スーパー等で購入した後にすぐ食べる場合や賞味期限又は消費期限内に使い切れる場合に、商品棚の手前の食品（期限の近い食品）を購入する「てまえどり」の実践を呼び掛けている。 ○プラスチックの分別・リサイクル 令和5年4月から、全市域でのプラスチック製品の分別回収を実施しており、プラスチック製容器包装を含めたプラスチック類の分別回収促進に取り組んでいる。
向日市	○向日市ごみ減量推進協力店制度 ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいる環境にやさしい店を「ごみ減量推進協力店」として認定する制度。 ○廃食油の回収支援 廃食油の自主回収を行う個人又は団体に、回収容器やのぼり等を貸与している。 ○古紙等回収事業 新聞・段ボール等の古紙や古繊維の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子供会等に対して助成金を交付している。 ○拠点回収の充実 市内3か所において、空缶・空ビン・ペットボトルの終日回収を実施している。 また、市役所敷地内に設置している資源物回収ステーションでは、廃食油、紙バック、古紙とダンボールの回収、市内に1カ所ある古紙等回収拠点では、紙バック、古紙類、古着等を回収をしている。 ○出前講座 家庭ごみの分別方法の周知や3Rの推進のため、自治会等の団体に職員が出向き出前講座を実施している。
長岡京市	○エコタウン推進事業 各自治会等でごみ減量化推進に向けての取組事業を実施。 ○出前講座 家庭ごみの分別方法の周知や3Rの推進のため、小学校・保育所・自治会等の団体に職員が出向き出前講座を実施している。 ○水切り袋等の利用の啓発 廃棄物減量等推進員と共に、市内スーパー（4店舗）の店頭や駅前で街頭啓発のほか、のぼり旗・広報紙・ホームページ・コミュニティラジオによる啓発を実施
大山崎町	○町民リサイクル制度 家庭で使用しなくなった物品について、住民間で譲り合って再利用していただくよう情報を収集、紹介する制度を実施。 ○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、ダンボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。 ○古紙回収事業 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば出前講座を実施している。

市町村等名	取 組 内 容
宇治市	○廃食油の回収支援 廃食用油の自主回収を行う町内会等に対して回収容器やのぼり等を貸与している。
	○環境フェスタ 宇治市内の環境に対する取組みを実演やパネル展示を通して理解してもらい、市民のごみの減量や分別意識を啓発する事業。
	○てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電 市内に13箇所の拠点を設けて分別収集を行っている。
	○海外リユース 市民へリユースの推進と啓発を目的とし、家庭で不要になったかばんやくつ、ぬいぐるみ、衣類等を回収し、専門業者を通して海外（東南アジア）に輸出している。
	○環境教育 保育・幼稚園児・小学生及び中学生を対象に、紙芝居やごみ分別ゲーム、パッカー車の見学等の内容で環境教育を行い、ごみ減量やリサイクルの大切さを伝えている。
	○リサイクル・リユースイベントの開催 家庭で不要になった物品について、ドライブスルーによる持ち込み回収を実施。
城陽市	○廃食用油の回収 市内に26カ所の拠点を設けて、廃食用油の回収を行っている。
	○使用済小型家電の回収 市内に16箇所の拠点を設けて、使用済小型家電の回収を行っている。衛生センターで持込み回収を行っている。
	○使用済小型充電式電池の回収 市内に16箇所の拠点を設けて、使用済小型充電式電池の回収を行っている。衛生センターで持込み回収を行っている。
	○インクカートリッジの回収 市内に16箇所の拠点を設けて、インクカートリッジの回収を行っている。衛生センターで持込み回収を行っている。
	○水銀使用製品の回収 衛生センター及び市役所環境課で持込み回収を行っている。
	○廃蛍光管の回収 市内に12カ所の拠点を設けて、廃蛍光管の回収を行っている。
	○食品ロス削減取り組み 家庭で消費しない飲食品を回収し、京都フードセンターを通じて子ども食堂等の必要としている団体へ寄付する「フードドライブ事業」の取り組みを実施。 常時回収：衛生センターもしくは市役所本庁舎 拠点回収：毎年10月1日から2週間、金融機関や商業施設に拠点設置し回収。
	○産業まつりでごみの分別やリサイクルの展示 城陽市産業まつりの会場内に、環境課ごみ減量推進係専用ブースを設け、家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、パネル等を展示して市民に啓発を行っている。
	○まちづくり出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの推進のため、申し込みがあれば、各団体に職員が出向いて、城陽市まちづくり出前講座を実施している。
	○各種広報媒体による周知・啓発 広報じょうよう、市ホームページ、LINE・SNSによるごみ減量や分別周知・啓発を行っている。「環境衛生のしおり」保存版冊子を転入時や希望者に配布している。
	○多言語版ごみカレンダーやごみ分別チラシの作成 3か国語版（英語版・中国語版・ベトナム語版）のごみカレンダーやごみ分別チラシを転入時に希望者に配布している。

市町村等名	取 組 内 容
久御山町	○廃食用油、使用済小型家電、小型充電式電池、ペットボトルキャップの回収 町内に拠点を設け、定期的に回収を行っている。 ○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会等に対して補助金を交付している。 ○出前講座の実施 家庭ごみの分け方・出し方やリサイクルの仕方など、申し込みがあれば自治会等に職員が出向いて出前講座を実施している。 ○食品ロス削減の取組 家庭で不要になった食品等を回収し、必要としている団体等に寄与する「フードドライブ」事業を実施。 ○多言語版ごみ分別チラシ作成 4か国語版（英語版・中国語版・タイ語版・ベトナム語版）とやさしい日本語版のごみ分別チラシを作成し、希望者に配布。
八幡市	○廃食用油、使用済小型家電、蛍光管、キャップ等の回収 市内に拠点を設けて、廃食用油、使用済小型家電、蛍光管、キャップ等の回収を行っている。 ○古紙回収事業 新聞・段ボール等の回収をし、再生業者に引き渡している自治会・子ども会に対して奨励金を交付している。 ○出前講座・出前授業の実施 家庭ごみの分け方・出し方やプラスチック資源などのリサイクルの仕方について、申し込みがあれば各自治会や団体等に出向いて出前講座を実施している。小学生を対象に、ごみの分け方やリサイクルの仕方、塵芥車の見学及び収集体験などの出前授業を実施している。 ○廃食用油燃料化事業 家庭から排出される使用済てんぷら油を回収後、バイオディーゼル燃料を精製し、ごみ収集車4台の燃料として使用している。
京田辺市	○リユース・リサイクル活動 市民団体「京田辺エコパークかなび」と協働で、リサイクルプラザの常時展示場でのリユース品の販売や、不用品を材料としたものづくり教室を開催。平成23年6月より、近鉄新田辺駅前にも常設展示場を設置。 ○剪定枝チップ化物の利用 剪定枝を粉碎処理し、チップ化・腐葉土化したものを、市民を対象に無料配布している。 ○再生資源集団回収事業 営利を目的としない団体（区、自治会等）が資源回収業者に引き渡した再生資源（新聞、段ボール、雑誌類、布類、金属、ビン類）の実績数量に対して補助金を交付している。
井手町	○廃食用油の回収 町内3箇所の拠点を設けて住民から回収した廃食用油を、それをバイオディーゼル燃料に変換している業者に引き渡している。 ○古紙回収事業 新聞紙等の古紙を回収し古紙再生業者に引き渡している自治会・子供会に対して補助金を交付している。

市町村等名	取 組 内 容
宇治田原町	○紙ごみリサイクルの完全実施 全自治会で古紙の集団回収を実施し、再生可能な紙ごみを可燃ごみの対象品目から除外し、全てリサイクルしている。 ○廃食油の回収 町内に15箇所の拠点を設けて回収した廃食油と学校給食調理場や保育所から回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に再生利用している。 ○ペットボトルキャップの回収 ごみ減量推進のため、エコキャップ運動に参画し、町内18ヶ所の回収拠点を設けてペットボトルキャップを回収している。 ○まちづくり出前講座 家庭ごみの分別方法や3Rの取組について申込みに応じて出前講座を実施している。
木津川市	○古紙集団回収事業 ごみの減量化と資源としての有効利用を促し、住民と行政によるごみ問題解決への社会意志の高まりを図るため、予算の範囲内において補助金（7円/kg）を交付している。令和7年度の回収実績は1,596t。 ○マイバッグの推進 レジ袋の使用を抑制し、マイバッグ等の持参を促進するため、廃棄物減量等推進員の会と協力しマイバッグ作りの講習会などの啓発を行っている。 ○エコフェスキづくりの開催 環境イベントの一環として、ごみ減量の啓発、古布ぞうりやエコ手芸品の販売、堆肥の無料配布などを含むイベントを開催している。 ○循環型社会推進事業 家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益を活用したごみ減量施策等を実施している。市民提案型ごみ減量活動等補助金やごみ集積容器整備補助金の交付、防鳥用ネットの貸与、隔月のチラシの発行、使用済み食用油の再資源化、ごみ分別アプリの配信など、令和7年度は全25事業を実施した。
和東町	○ごみ減量化推進地区支援事業 家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化することに取り組む団体に対し、大型生ごみ処理機を設置することにより、ごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする事業。 ○古紙回収事業 町内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。

市町村等名	取 組 内 容
精華町	〇ごみ減量堆肥化事業に対する補助 有用微生物群を利用した生ゴミの減量堆肥化を推進している「精華町生ごみ減量・堆肥化推進協議会」や、剪定枝・草の堆肥化事業を行っている「公益社団法人精華町シルバー人材センター」に対し活動の助成。 〇食品ロス削減の取り組み 食品ロス削減を進めるため、10月から11月にかけて「精華町食品ロス削減キャンペーン」を実施。 〇分別に関する出前講座 消費者団体等の依頼に応じ、ごみの分別、再資源化に関する出前講座を実施。 自治会の依頼に応じ、粗大ごみ収集日に併せて、地域の住民に対する分別教室を開催。 〇環境月間にあわせて啓発パネル等を展示 環境月間に併せ、役場来庁者に対する啓発活動として、古紙回収の奨励や生ごみの水切り、食品ロスの削減を呼び掛けるパネルを展示。 〇蛍光灯リサイクル 使用済蛍光灯を4箇所の回収拠点（町施設等）において回収し、リサイクル処理を実施。 〇古紙類リサイクルの実施 町内各地域の自治会子供会等が主体となって、新聞、雑誌、段ボール、紙バック、古布に加え、お菓子の箱や米袋等再生可能な紙を含む「その他のリサイクルできる紙」を対象として、古紙回収事業を実施していただき、再資源化を図っている。 〇廃食用（天ぷら）油の回収 自治会の協力を得て、町内に25箇所の回収拠点を設け、廃食用（天ぷら）油の回収を実施。また、学校や保育所から回収した廃食用（天ぷら）油も併せ、事業者へ売却し、バイオディーゼル原料として再利用している。 〇使用済小型家電リサイクル事業 小型家電リサイクル法に基づく特定対象16品目を拠点でのBOX回収を実施。（回収拠点は、町役場・町立体育館・コミュニティホール、地域福祉施設、商業施設）回収した使用済小型家電は、国認定事業者に引渡し、再生処理を実施。 〇マイボトル普及推進キャンペーン ペットボトルごみの削減に向けて、マイボトルの利用促進を図るため、マイボトルのメリット情報等を広報誌面等を通じて発信している。 〇使用済インクカートリッジの回収 プリンターメーカー4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを役場を始めとした4箇所の公共施設に設置。
南山城村	〇使用済小型家電の回収 役場庁舎内に回収ボックスを設けて、使用済小型家電の回収を行っている。 〇古紙回収事業 村内各地で住民団体等が主体となって新聞紙、段ボール、古布、アルミ缶等を回収し、再資源化が行われている。
亀岡市	〇クリーンかめおか推進会議 ・ポスター、川柳、標語など啓発作品の募集 ・ごみ減量に係る講演会の実施 ・ごみ焼却施設及び埋立処分施設見学会の実施 ・ごみの減量・資源化等に対し先進的な取組を行っている施設等への見学会の実施 ・かめおかプラスチックごみゼロ宣言関連事業への協力 〇リユース事業 地域内での循環を目指したリユース事業「めぐる環 物々交換市」を毎月8日に開催し、テーマや季節に沿ったリユース品の回収・交換会を実施している。また、自治会やイベントと共催で、不定期にも開催している。 〇出前タウンミーティング 3 Rの推進等について、自治会や団体等の依頼に応じて出前講座を実施している。 〇施設見学会 市内小学生、自治会、団体等を対象に、ごみ焼却施設及び埋立処分施設の見学会を行い、ごみの減量・資源化についての説明会を実施している。 〇多言語版ごみ分別チラシの作成 13か国語版（英語版・中国語版・ハングル語版・イタリア語版 他9か国語）のごみ分別チラシを作成し希望者に配布している。 〇使用済インクカートリッジの回収 事業者と「使用済インクカートリッジの資源化に関する協定」を締結し、使用済インクカートリッジの回収ボックスを公共施設に設置。 〇ステンレスボトルの回収 事業者と「かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定」を締結し、ステンレスボトル回収ボックスを公共施設や回収協力拠点に設置。 〇廃食用油の回収

市町村等名	取 組 内 容
	事業者と「かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定」を締結し、廃食油回収専用ボトル及び回収ボックスを公共施設や回収協力拠点に設置。
	○アルミ付き紙パックの回収
	事業者と「かめおか未来づくり環境パートナーシップ協定」を締結し、アルミ付き紙パック回収ボックスを市役所庁舎に設置。

市町村等名	取 組 内 容
南丹市	○アルミ付き紙パックの回収 市役所本庁、支所でアルミ付き紙パックを回収し、リサイクル業者に引き渡している。
	○廃食用油の回収 市役所本庁、支所で廃食用油を回収、また市内の学校、給食センターなども廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
京丹波町	○使用済みインクカートリッジの回収 プリンターメーカー4社が実施するインクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加、使用済インクカートリッジの回収ボックスを設置。
	○廃食用油の回収 廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再資源化を行っている。
	○アルミ付き容器の回収 京都府循環型社会推進課からのサーキュラーエコノミー移行の一環としてアルミ付き紙容器回収の取組により、再資源化を行っている。
	○使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収 ポリプロピレン製の使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収の取組により、再資源化を行っている。
福知山市	○環境パーク施設見学会 環境学習教材を活用し、福知山市環境パーク（ごみ焼却施設、リサイクル施設、埋立処分場）の見学とごみの減量・資源化に係る啓発を実施している。
	○リサイクルプラザ体験教室 家庭で不用となった紙パックや布を使ったリメイクやリフォームの教室を開催している。
	○環境問題出張講座 依頼に応じて、ごみ処理等に関する出張講座を実施。
	○廃食用油の回収 廃食油の自主回収を行う団体に、1L当たり3円の報奨金を支給している。
	○リユース事業の実施 リサイクルプラザにおいてまだ使用できる家具を施設内で修理再生し、希望者に抽選で販売している。また不要となった衣類を展示し、希望する市民に無償で提供している。

市町村等名	取 組 内 容
舞鶴市	○マイ・リサイクル店認定制度 簡易包装や買い物袋持参運動等に協力してもらえる店舗を「マイ・リサイクル店」として登録し、ごみ分別ルールブック等を通じて市民へ広報している。 ○リサイクル・フリーマーケットの開催 家庭で不要になった衣類・雑貨・日用品などを必要とする人に安価に提供するため、毎年開催している。 ○「えほんのリユース会」の開催 絵本の配布を通して、物を大切にする心や大切さを学んでもらうことを目的として、環境フェスタ内で「えほんのリユース会」を開催。 ※絵本は市内数か所の放課後児童クラブで読まなくなった本を募集し集まったものを配布。 ○再生品の展示及び提供 リサイクルプラザにおいて、まだ使用できる家具などを施設内で再生し、希望者に抽選で提供したり、市民から提供を受けた子供服を常時展示し、必要とする市民に無償提供したりしている。 ○「環境に優しい買い物キャンペーン」 3Rの推進及びマイバッグ持参等の啓発を広報紙に掲載。 ○出前授業の実施 市内の小学生を対象に実施。市のごみ分別ルールやごみ減量の取組みを紹介し、ごみを減らすために、自分たちができることを考えてもらう機会にしている。 ○廃食用油の回収 廃食油の自主回収を行う団体に対して、報奨金を交付している。 ○古紙等回収事業 古紙類・アルミ類・繊維類を自主回収し、再生業者に引き渡している団体に対して報奨金を交付している。
綾部市	○古紙回収用保管庫設置費補助金制度の実施 可燃ごみの約35%が紙類ということから、ごみ減量と再資源化の促進を図るため、地域住民がいつでもだせる古紙回収用保管庫を設置した自治会に対して、保管庫設置経費の2/3を補助する。(上限は5万円) ○あやべ古紙再生プロジェクトの実施 可燃ごみの約35%を占める紙類の資源化に取り組むため、プロジェクトに参画し雑誌がみを含む古紙を回収する自治会に支援をしている。 ○綾部市クリーンセンター施設見学 クリーンセンターの施設見学とごみ減量など環境行政の取組や推進について説明をしている。 ○環境に関する出前講座の実施 ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、依頼に応じて講座を実施する。また、市で課題となっている外国人のごみ分別マナー向上のため、雇用する企業を訪問し、外国人労働者向け説明会を実施している。 ○リユース事業の実施 クリーンセンターにおいて、まだ使用できる家具などを展示し、希望者に提供している。

市町村等名	取 組 内 容
宮津市	○出前講座 ごみ分別等について、自治体や団体等の依頼に応じて出張講座を実施している。 ○廃食用油の回収 バイオマス資源としての利活用のため、市役所や各地区公民館に回収ボックスを設置し、HP等で広報を実施することでNPO法人の廃食用油回収の支援を行っている。
伊根町	・ 毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・ 廃食油の自主回収を行う団体に対して、補助金を交付している。
与謝野町	○出前講座 ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。 ○廃食用油の回収 役場庁舎に拠点を設け、住民から回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料への再生利用を促進している。 ○古紙等回収事業 以前は可燃ごみとして収集していた一部の紙類を「雑がみ」とし、資源ごみとして処理している。 ※令和6年度には雑がみ保管袋を作成し、各戸配布を行った。可燃ごみに含まれる雑がみを資源化してもらうことに意識を向けていただくため作成し、周知を図った。
京丹後市	○職員まちづくり出前講座 ごみ処理について、依頼に応じて出張講座を実施している。 ○廃食用油の回収支援 NPO法人及び市内業者の行う廃食用油回収に対し、回収ボックス設置場所の提供や市の収集カレンダーへの記載等の支援を実施している。 ○古紙リサイクル推進 市内の古紙回収団体の行う集団回収に対して、補助金を交付し古紙リサイクルを推進している。 雑がみ分別の普及啓発活動の推進のため、出前講座を行っている。 ○小学生等の峰山クリーンセンター施設見学・環境学習 峰山クリーンセンターの施設見学を実施し、廃棄物処理の工程を学習することで廃棄物の減量やリサイクルの推進など、環境意識の高揚を図っている。 ○木材チップの利用 剪定枝などの枝木を破砕し、土壌改良材や防草チップとして提供している。 ○アルミ付き容器の回収 使用済みアルミ付き紙パックの回収ボックスを設けている（市庁舎1か所） ○食品ロス削減の取組 市内全小学校に「もったいない新聞」を配布し、食品ロス削減を呼びかけている。 ○使用済小型家電の回収 小型家電回収BOXを設けて、使用済小型家電の回収を行っている（市庁舎6か所、地域公民館5か所、廃棄物処理施設5か所）。 宅配便を利用した小型家電回収サービスを市ホームページで案内をしている。 ○多言語版ごみカレンダーやごみ分別チラシの作成 4か国語版（英語版・中国語版・ベトナム語版・ネパール語版）のごみカレンダーやごみ分別チラシを希望者に配布している。

市町村等名	取 組 内 容
乙訓環境衛生組合	○リサイクルフェアの開催 再生工房で再生した自転車の販売、パーチャル施設見学や環境クイズ等によりごみ減量やリサイクルの啓発をオンラインで実施している。 ○メルカリshopsの開設 ごみの減量とリユースへの機運を高めることを目的として、ごみとして捨てられたものの中から再利用できるものをピックアップし、販売している。 ○工芸教室の開催 資源ごみ等の有効かつ効果的な資源再生利用の促進とごみ減量及びリサイクルに対する意識の向上を目的とした各種教室を開催している。 ○親子教室の開催 親子で一緒に廃材等を活用した作品を製作することにより、資源の有効利用及びリサイクルの大切さを学んでもらうと共に子供たちが今後の日常生活の中でリサイクル意識が育つ環境を育むことを目的とし実施している。 ○施設見学 近隣の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。
城南衛生管理組合	○水銀使用製品廃棄物の回収等 組合施設（5施設）にて、水銀使用製品廃棄物の拠点回収を行っている。 ○使用済小型家電の回収 組合施設（5施設）にて、使用済小型家電の拠点回収を行っている。 ○剪定枝チップ化物の利用 公園の樹木や家庭の庭木等の剪定枝をチップ化して住民等へ配布し、マルチング材として利用されている。 ○粗大・不燃ごみのリユース事業 ごみ削減の取組の一環として、施設に持ち込まれた粗大・不燃ごみの内、再利用可能なものを希望する方に譲渡する取組（リユース事業）を実施している。 ○環境ふれあいひろばの運営 令和6年7月20日に管内住民の新たな環境学習の拠点としてオープンした。「環境ふれあいひろば」では、リユースコーナーや展示コーナーの設置をはじめ、体験教室、ワークショップの開催などを通じて、身近な暮らしの中から環境について楽しく学べる機会を提供している。 ○環境ふれあいフェスタ 年に一度、環境をテーマに開催しているイベントで、フリーマーケットや環境に関するセミナー、体験イベント、展示、組合処理施設の見学会などを実施し、「環境ふれあいひろば」の取り組みを広く発信する場としている。 ○施設見学 管内の小学生及び住民等に組合処理施設の見学を通じて、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。 ○家庭系食品ロス発生量等調査 環境省の支援を受け、当組合独自の食品ロスの割合を調査・把握し、効果的な減量施策展開に活用を図る。
相模東部広域連合	・ 毎月の広報誌による住民へのごみの出し方・分別等を啓発を行っている。 ・ 連合のホームページにごみの分別リストを掲載。
船井郡衛生管理組合	○リサイクル週間 毎年、6月と10月に「減量・リサイクル週間」として期間を定め、構成市町の施設及び管内事業所などに啓発ポスターを貼り出す。 ○出前講座の実施 ごみ減量、3Rの推進等環境問題について、構成市町からの依頼に応じて講座を実施する。 ○プラスチック資源ごみのリサイクル 令和7年10月から容器包装・製品プラスチック一括回収を開始し、組合管内から出たプラスチック資源ごみを資源循環し指定収集袋の原材料としている。

市町村等名	取 組 内 容
宮津与謝環境組合	○施設見学 1市2町（宮津市・伊根町・与謝野町）の小学生及び住民等に宮津与謝クリーンセンターの施設の見学を通じて、ごみの減量やリサイクルについての啓発を図っている。 ○リユース品譲渡会 宮津与謝クリーンセンターに搬入された廃棄物の中から、汚損がなく使用に耐えうる物品（リユース品）を収集。定期的に譲渡会を開催し、譲渡している。 ○燃やさないごみから資源物の回収 燃やさないごみの中から、鉄、アルミなどの金属類、使用済小型電子機器を回収し、再資源化している。 ○燃やすごみを利用してメタンガス発電 燃やすごみの中からメタンガスに適したごみを選別し、発酵槽に投入。発生したメタンガスにより発電を行っている。
木津川市精華町環境施設組合	○施設見学 管内外の小学生及び住民等に組合内施設の見学を通じ、ごみの分別や減量等についての啓発を図っている。

25 事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組

令和8年4月1日現在

市町村等名	内 容
京 都 市	・許可業者ごみ搬入手数料の改定（R7.4改定「150円/10kg ※マンション等から出るプラスチック類に限り75円/10kg」） ・持込ごみ手数料の改定（R5.10改定） ・事業者に係る各種届出制度（事業用大規模建築物減量計画書H6～、特定食品関連事業者減量計画書H23～、2R取組等事業者報告書H28～） ・事業者向け「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」の作成及び同指針・事例集の内容を踏まえた事業者に係る各種届出制度の見直し（R8～）。 ・告示産業廃棄物の受入廃止による民間資源化施設への誘導（H21.10～） ・事業系一般廃棄物の透明袋による排出義務化（H22.6～） ・事業ごみ減量ニュースレターの発行（H23.7創刊。年3回程度発行） ・搬入物検査の実施及び排出事業者指導の強化（H27～） ・「しまつのこころ条例（京都市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例）」の施行による事業所から出るリサイクル可能な紙類の分別義務化を開始（H28.4～）
向 日 市	ごみ処理費用に応じた処理手数料の徴収及びごみの発生抑制・リサイクルや自己処理・減量化等を推進するため、料金制度の見直しと合わせて、適正な事業系ごみ処理手数料の設定
長 岡 京 市	
大 山 崎 町	
八 幡 市	搬入ごみの分別の徹底及び紙ごみ及び食品残渣の再資源化推進について指導。
京 田 辺 市	許可業者への展開検査、それに伴う指導の強化。
井 手 町	ごみの分別徹底について広報誌に毎月啓発。 産業廃棄物ごみの処理の指導。
精 華 町	古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
京 丹 波 町	
福 知 山 市	事業系一般廃棄物（木くず）は民間処理施設による固形燃料化を推進している。 紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼している。
舞 鶴 市	事業者向けにごみの適正処理とリサイクル促進を内容とするチラシ等を作成し、市役所窓口等に配架。
綾 部 市	紙ごみの再資源化について依頼、指導。
乙訓環境衛生組合	搬入者への展開検査の実施
城南衛生管理組合	搬入業者への展開検査の実施や啓発チラシを送付し、古紙はリサイクル業者へ排出するよう依頼・指導している。
木津川市精華町環境施設組合	許可業者への展開検査の実施。それに伴う指導の強化。
船井郡衛生管理組合	排出事業者に対して、雑がみ（紙類）、木くず及び草類については出来るだけ他のものと分別し、リサイクル処理を行うよう依頼・指導。